

令和元年第2回大和村議会定例会会期日程

6月18日開会～6月21日閉会 会期4日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月18日	火	本会議	<p style="text-align: center;">開 会</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 諸般の報告</p> <p>4 行政報告</p> <p>5 承認第1号 平成30年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について</p> <p>6 承認第2号 平成30年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について</p> <p>7 承認第3号 平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について</p> <p>8 承認第4号 平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について</p> <p>9 承認第5号 平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について</p> <p>10 承認第6号 平成30年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について</p> <p>11 承認第7号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3</p>

第1日	6月18日	火	本会議	号)の専決処分の承認について
				12 議案第28号 令和元年度大和村一般会計補正予算(第1号)について
				13 議案第29号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
				14 議案第30号 令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第1号)について
				15 議案第31号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
				16 議案第32号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
				17 議案第33号 令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算(第1号)について
				18 議案第34号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
				19 承認第8号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
				20 承認第9号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
				21 承認第10号 大和村介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

第1日	6月18日	火	本会議	<p>22 議案第35号 奄美群島振興開発促進条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>23 議案第36号 大和村大島紬縮工養成所の設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について</p> <p>24 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について</p>
第2日	6月19日	水	休 会	
第3日	6月20日	木	休 会	
第4日	6月21日	金	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 請願第1号について（総務建設委員長報告及び採決）</p> <p>3 発議第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について</p> <p>4 議員派遣の件について</p> <p>5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について</p> <p>閉 会</p>

第 2 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和元年6月18日（火）

大 和 村 議 会

令和元年第2回大和村議会定例会会議録

令和元年6月18日（火）
午後1時30分開会

1 議事日程

開議の宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第1号 平成30年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について
- 日程第6 承認第2号 平成30年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第7 承認第3号 平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第8 承認第4号 平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について
- 日程第9 承認第5号 平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第10 承認第6号 平成30年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について
- 日程第11 承認第7号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について
- 日程第12 議案第28号 令和元年度大和村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第29号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第30号 令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第31号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第16 議案第32号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第17 議案第33号 令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第18 議案第34号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第19 承認第8号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承
認について
- 日程第20 承認第9号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
の承認について
- 日程第21 承認第10号 大和村介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
について
- 日程第22 議案第35号 奄美群島振興開発促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第23 議案第36号 大和村大島紬織工養成所の設置及び管理運営に関する条例を
廃止する条例の制定について
- 日程第24 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複
式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書
採択の要請について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 前田清和君	6番 民文忠君
2番 重信安男君	7番 池田幸一君
3番 藏正君	8番 宮田到君
5番 勝山浩平君	9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 書記 太純一君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院 幼 君	教 育 長	藤 井 俊 郎 君
副 村 長	泉 有 智 君	教委事務局長	福 山 茂 君
企画観光課長	森 永 学 君	建 設 課 長	前 田 逸 人 君
産業振興課長 兼農委事務局長	郁 島 武 正 君	教委指導主事	小 原 和 博 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君	保健福祉課長 兼大和診事務長	早 川 理 恵 君
住民税務課長	三 宅 正 剛 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午後1時30分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。

第2回定例会は日曜議会を開催しようと議会で申し合わせをしておりましたけれども、どうしても日程の調整がつかずに、次回以降にまた開催を予定をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまから令和元年第2回大和村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（勝山浩平君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、1番、前田清和君、2番、重信安男君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（勝山浩平君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの4日間にしたいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から6月21日までの4日間に決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（勝山浩平君）

日程第3、諸般の報告を行います。

平成31年第1回定例会以降の議会活動におきましては、文書でお手元に配付いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（勝山浩平君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

それでは、行政報告をさせていただきます。

平成31年度の第1回定例会以降の行政報告についてでございます。

当初予算の予算審査をしていただきまして、我々も4月から新しいスタートを始めたところでもございます。皆さんの御意見を賜ったことをしっかり住民サービスの向上に努めていけるように、我々も取り組みを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

3月は、3月16日に毎年恒例の大和市でのタンカンPRをさせていただきました。今年度から3月の第3土曜日ということで、毎年2月に行っていたものを3月に変更して行いました。3月はタンカンの味もちょうど食べ頃ということで、大好評の中で、大和市でPRをさせていただきました。例年3月のほうがいいのではないかとということで、我々も今後とも大和市を中心にPRに努めていきたいというふうに思っているところでもございます。

3月20日でございますけれども、御案内のとおり、路線バスの廃止に伴うことによりまして、九州運輸局のほうに出向いて、本村の今後の取り組みについていろいろ申し上げをしたところでもございます。民間企業のことでもございますので、行政とどういう形ですみ分けをしていくかということもいろいろと議論をさせていただきましたけれども、しっかり我々も民間企業を活用することも考えながら、今後取り組みをしていきたいというふうに思っているところでもございます。

4月に入りまして、皆様も御案内のとおり、先日も奄美で送る会を行ったところでもございますけれども、我々奄美の応援団でございました保岡先生の御逝去が4月19日になったわけでございます。我々もこれまで本当に奄振法を中心にいろいろと奄美の振興に御尽力をいただいたわけでございますけれども、私たちも先生の御遺志をしっかり受け継ぎながら、次の奄美の振興に努めていきたいというふうに思っているところでもございます。

4月25日には、奄美振興開発審議会がございました。これは、3月に奄振法が成立したことに伴いまして、奄振振興計画の策定ということで、審議会の委員の皆さんの最終的な御意見を賜って、計画を以後5カ年進めていこうということで了承をいただいたところでもございます。

5月に入りました。令和元年の新しい年号のスタートでございます。我々も新しい元号に変わります。これからの大和村がまた平和で、皆さんの村民の安全・安心を守りながら、さらに大和村が飛躍する年にしていきたいというふうに改めて気持ちを持ったところでもございます。

5月に入りまして、18日には大和村の水産物加工施設が落成を迎えました。これまで果樹の村ということで果樹の加工場を中心にやっておりましたけれども、初めての水産物の加工施設ということで、これからいろいろと漁業関係者と連携を図りながら、農産物、そして水産物のPRに今後とも努めていきたいというふうに思っているところでもございますので、議会の皆様もそれぞれの立場で御協力をいただければというふうに思っているところでもございます。

先日、6月1日に東京オリンピックの聖火のコースが発表されました。これまで数回オリンピックの実行委員会が開催されましたけれども、私ども奄美大島におきましては、奄美市を中心に聖火リレーを行うように今決まっております。それぞれ各市町村からも聖火ランナーを出すようになっておりますので、これからやっぱり未来を担う子どもたちのほうに聖火リレーになってもらえたらいいのかなということで、今後、関係市町村と連携を図りながら進めていきたいと思っているところでもございます。

5月30日でございますけれども、大和村集落まるごと体験協議会が設立を迎えました。本当にTAMASUさんを中心にやっておりましたけれども、これからは村内全域にわたって体験がそれぞれの集落の特性を生かしながら進められるようにこれから展開をしていきたいと思っておりますので、行政としてもしっかり連携を図りながら進めていきたいというふうに考えているところでもございます。

6月に入りまして、6月7日には、毎年恒例の知事のほうにスモモの生産報告とあわせて、贈呈をさせていただきました。御案内のとおり、生産量は台風被害で大分減量ということでございますけれども、味は変わらずおいしいものができたということで、経済連さんとも来年に向けたPRについても協議をさせていただきましたので、関係機関としっかり連携を図りながら、今後ともPRに努めていきたいというふうに考えているところでもございます。

それにあわせて、先日は16日に「すももフェスタ」に本当に多くの方に訪れていただきましたけれども、ほとんどの方にお買い求めいただいたというふうに我々も思っております、いろんな形で大和村にお越しいただく機会を職員それぞれが連携を図りながら、我々も進めていきたいというふうに思っておりますので、議会の皆様方にもいろんな形で御尽力をいただければというふうに思っているところでもございます。

以上で私のほうからの行政報告とさせていただきます。

○議長（勝山浩平君）

これで行政報告を終わります。

補正予算の審議の前になりますけれども、これまで本会議での予算の審議は、発言3回までとなっておりますが、3月の定例会、全員協議会におきまして、1つの節に対して3回までとするようになりました。補正予算に関してはですね。御配慮いただき、村当局の皆様様の御理解と御協力をどうかよろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第5 承認第1号 平成30年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

○議長（勝山浩平君）

日程第5、承認第1号、平成30年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村一般会計補正予算（第7号）は、財政調整基金積立、大和村ふるさと応援基金積立、スクールバス運行委託など、歳入歳出それぞれ7,633万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

平成30年度大和村一般会計補正予算（第7号）について、内容の御説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ7,633万円増額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,979万7,000円にいたしました。

今回の補正は、歳入歳出ともに平成30年度の事業実績等による補正でございます。

まず、歳入の主なものを御説明いたします。10ページをお開きください。

款1村税から11ページの款7自動車取得税交付金までは、収入見込み及び実績に伴う調整をしております。

11ページをお願いいたします。

款9地方交付税は、特別交付税の交付額の決定に伴い、9,999万5,000円増額いたしました。地方交付税の総額15億5,396万1,000円の内訳でございますが、普通交付税が13億7,396万6,000円、特別交付税が1億7,999万5,000円となっております。前年度に対し、普通交付税が5,040万円の減、特別交付税は1,516万5,000円の増となりました。

12ページ以降につきましても、収入見込み及び実績に伴い調整をしております。

14ページをお願いいたします。

款16寄附金、項1寄附金、目1まほろば大和応援寄附金は、寄附額の増により104万9,000円増額いたしました。まほろば大和応援寄附金、平成30年度実績は、件数で481件、寄附金額が1,004万9,000円となりました。

同じく、14ページ、款19諸収入、項3雑入、目2雑入の土砂搬入料は、宮古崎トンネル土砂搬入量の増により600万円増額いたしました。

同じく、町村有建物災害共済金は、昨年の台風24号で被害を受けた衛生センターにつきまして、工事は年度内に完成いたしました。災害共済金につきましては、年度内に納入がなされなかったため、1,544万2,000円減額いたしました。

15ページをお願いいたします。

款20村債においては、各起債を調整し、合計で1,160万円減額いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費において、大和村ふるさと応援基金に996万1,000円を積み立てました。平成20年度の制度創設からの実績は、件数で1,065件、金額が5,246万6,000円となりました。

目4財政管理費においては、財政調整基金積立金を1億6,191万7,000円増額いたしました。平成30年度末の財政調整基金は、前年度末より458万6,000円ほど少ない6億7,900万円ほどになる見込みでございます。

17ページ、款3民生費、項1社会福祉費から22ページ、款11公債費までにつきましても、各事業の実績による増減や、各特別会計の決算に伴い、繰出金等の調整を

いたしました。

予備費において、24万6,000円増額をして、歳入歳出の調整を行いました。

なお、一般会計の平成30年度から令和元年度への繰越明許費の財源内訳が確定しましたので、最後のページに報告第1号として、平成30年度大和村繰越明許費繰越計算書を添付して、御報告いたします。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（藏 正君）

19ページに大和まほろば館運営費が、30年度の確定ということで35万円の減が載せられているわけなんですけども、これに関連して、今年のスモモのまほろば館での原料の確保策として、何か今年あまり思わしくないような形で確保が難しいような状況というふうに聞いていますけども、まほろば館の運営ということになると、まほろば館の担当者の方もいらっしゃいますよね、産業振興課の中に。だから、彼らは、原料確保に対して、誰が中心になって、今年の原料がどのぐらい必要なのだということとか、そういったのは、多分年間の計画というのが上がってきて、売上目標とか、そういったものの中から原料確保策に当たるべきだと思うんですけども、何かその原料を確保する上での担当者がちょっと曖昧になっているところはないか、伺いたいんですけど。

○産業振興課長（郁島武正君）

今回の専決補正で藏議員がおっしゃっている35万円の減額は加工グループの加工品の確保のことだと思いますが、まほろば館担当職員もおりますけれども、まほろば館担当職員は全体的な担当でございます、その加工グループが使うスモモの加工品、ソフトクリームの原料も含めてですけど、その加工品の確保につきましては、農協担当と農政担当の職員と農協とでやっているところです。あと、加工グループと連絡を取りまして、確保を毎年しているところでございますが、今年は目標どおりの確保がなかなかできないというような状況でございます。

以上です。

○3番（藏 正君）

今年のことを確認しておかないと、また今後のこともあると思いますので、まほろば館の担当の方が研究グループに委託して加工品を作らせるとか、その研究グ

ループ自体の目標とか、いろいろ調整して、原料確保量というのが、原料のどれぐらい今年購入しなければいけないというのが決まってくると思うんですけども、そこに対してのその数字をまとめる中において、その担当者、その農政の方に任せきりになっているとか、そういったことがないかというふうに聞いているんです。その方同士で、今年は、ソフトクリームはどれぐらい売りますよ、そのための原料はどれぐらいいりますよねって、研究グループの計画はこれぐらいですよとかいう、そういった綿密な打ち合わせがされているのかというのを伺いたいたいわけです。

○産業振興課長（郁島武正君）

蔵議員がおっしゃるように、加工グループが使うスモモの確保については、まほろば館担当職員とはその打ち合わせはしていない、現在のところですね、そのような状況です。加工グループの方と農協と農政担当の職員がしているという状況でございます。

○3番（藏 正君）

やっぱりまほろば館を運営するなら、スモモのソフトクリームなんていうのは一番のメインになる商品でありますし、そういったものの原料が確保される、全くされなかったとかいった場合には、まほろば館の運営にも直接影響してくるようなこととなりますので、そういった原料確保については、まほろば館の担当者にも緊張感を持たせた形で関与させるべきじゃないかと思えますけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

確かにそのとおりでございまして、今年は量が少なかったということで、2トン500確保という目標が、JAさんとこちらと、ちょっと連絡調整不足でなかなか確保されなかったところですが、今後そのようなことに気をつけて、ちゃんと確保できるような形でやっていきたいと思えます。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑はありませんか。

○1番（前田清和君）

平成30年度の大和村繰越明許費繰越計算書なんですけど、款9教育費、項・目1教育総務費でブロック塀冷房設備対応臨時特例交付金事業ということで、翌年度、この令和元年で繰越事業になるんですけど、各学校のクーラー設置の時期、またブロック塀って書いてあるんですけど、各学校それぞれのブロック塀の補修事業をされると思うんですけど、大体いつぐらいの予定でされていますか。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

まず、ブロック塀冷房設備対応特例交付金という言葉がございますけれども、これについて、今回の繰越明許費に入っておりますのは冷房設備のほうのみでございます。

ブロック塀につきましては、昨年度一次診断を行いました。その結果、緊急性、特に危険度が高いというものではございませんが、先に整備をしていきたい分は2カ所ございます。それにつきましては、本年度、整備等をして、取り壊しなどをしていくことで計画をしております。

また、冷房設備のほうの明許繰越につきましては、各学校普通教室などを行ってまいります。現在、既に発注もしております、できるだけ早い時期に行ってまいります。

以上です。

○1番（前田清和君）

できるだけ早いという、梅雨も明けて、暑い時期に入ってきますから、これは秋とか冬にやっても、それは来年になるので、これはせめてやはり7月とか夏休み期間中に必ず整備をしていただいて、2学期から始めるようにしていただきたいと思えます。

それと、今、全国的に、子どもたち、通学路に対して、保育所に車がぶつかったとか、保育所生に児童生徒に高齢者の方々の運転で事故がすごく多発しています。大和村も大和校もそうです。大棚校もそうです。通学路の確保、これは事故があつてからではやはり遅いと思うんですよ。ですから、今、大和村のスクールガードの方がおられまして、各学校を回ったり、または地域の方々がボランティアで校門の前で声掛けをしていますけど、これはやっぱり教育委員会としても、やはりそれぞれの学校にそういう朝夕の送り迎えのボランティアとか、そういう事故が起こる前にそういう退去というか、そういうことは当局として、今、どういう指導とか、どういうふうにしていこうとか、そういうのがもしお考えがあるのであれば、教えていただきたいなと思えますが。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

まず、先ほどのクーラーの件につきましては、こちらも当然早い時期にと思って準備をしております。発注もしています。ただ、これは全国的にこの空調設備の導入事業が進んでおりますので、なかなかそういう感じでは材料の確保等もございませんので、こちらとしましてもできるだけ急いでほしいという形で受注業者のほうにはお願いしているところでございます。

あと、各通学路に関するものに関しましては、私どものほうにおきましては、当然各学校のほうに危険箇所については確認をしてほしい。そしてまた、7月に入りましたら、通学路の点検箇所、通学路につきまして安全点検を行ってまいります。その関係で本日も打ち合わせをしまして、日程等も調整をしております。そういう形で子どもたちの安全確保のため努めてまいりたいと思っています。

○教育長（藤井俊郎君）

子どもたちの通学路における安全確保の件ですけれども、本当子どもたちが待っている所に車が飛び込んだり、そういう事例が全国に多々あるわけですけど。そういう意味で、この大和村を見た場合、安全確保がどうなっているかということですけども、一応朝は各学校、挨拶を兼ねた校門で立哨指導をされておりますけども、子どもたちが下校する時、そのあたりが非常に弱いんです。そういうことで、今、子どもたちの安全を守っている方々は、スクールガードもおりますし、それから警察官を辞めた警友会の方が車で回っておられます。そして、お巡りさんがそこで朝方時折、立哨指導をされておるんですけども、子どもたちの安全確保をするには、まず運転をする方が交通法規を十分に守ること。また、子どもたちがちゃんと横断歩道を渡ったりして、交通ルールを守ること。そして、周りの方々が、子どもたちが帰る時に安全を見守ると、そういうことで、今考えることは、帰る時、弱いものですから、そのスクールガードとか、校門に立っている方のほうに何とか教育委員会中心に会をもって、放課後その立哨指導に当たるような体制をつくらなければいけないと思っていますところでございます。

以上でございます。

○1番（前田清和君）

最後に、局長、本当にクーラー設置は、ぜひ段取りとかじゃなくて、早急に子どもたちのためにも設置をしていただけるようお願いしておきます。

以上です。

○教育長（藤井俊郎君）

クーラー設置の現状設置に向けてですけども、今、保健室、それから各教室、図書室は設置されておりますね、説明のとおり。

あと、今、多目的ホールがまだの状態ですけども、この多目的ホールまで、私は贅沢かなと思いますけれども、村長さんの配慮などもありまして、避難場所の確保がここになっております。そういうことで、一般の方がこの多目的ホールに避難した場合、夏場、暑いときがある。熱中症になれば大変ですので、そういう意味で、

多目的ホールにも設置を早めに進めたいと思っているところです。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定をいたしました。

-----○-----

**日程第6 承認第2号 平成30年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
の専決処分の承認について**

○議長（勝山浩平君）

日程第6、承認第2号、平成30年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入におきましては、繰入金、繰越金の調整など、歳出につきましては、事業費、委託料及び予備費の調整など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお

願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

平成30年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,236万5,000円にいたしました。

7ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入額の更正に伴い、一般会計からの繰入額を100万円減額いたしました。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、57万6,000円を増額いたしました。

次に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費につきましては、創設認可作成業務委託料を100万円減額いたしました。

款4予備費におきまして、57万6,000円を増額して、歳入歳出の調整を行っております。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑に移ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしとします。

したがって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第3号 平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
の専決処分の承認について

○議長（勝山浩平君）

日程第7、承認第3号、平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入におきましては、国民健康保険税県普通交付金、県繰入金などを減額し、基金繰入金等の増額を行いました。歳出におきましては、保険給付費等の減額を行い、療養給付費等の返還金の増額を行うなど、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

内容の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,043万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,723万円といたしました。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款1国民健康保険税105万6,000円の減額の主な理由は、被保険者の異動などによるものです。

款3県支出金、項1県補助金は、実績により2,861万4,000円減額いたしました。

9ページ、款5繰入金、項1一般会計繰入金の225万3,000円の減額は、事業実績によるものです。

款5繰入金、目1基金繰入金の1,099万9,000円の増額は、事業実績によるもので

す。

款7諸収入、目1一般被保険者延滞金の27万円の増額は、延滞金の確定によるものです。

10ページへまいります。

款7諸収入、目7雑入の17万8,000円の増額は、第三者行為による対象者の自己負担発生によるものです。

次に、12ページの歳出を御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費において668万6,000円を減額、項2高額療養費において554万4,000円を減額いたしました。これは、医療費の減額によるものです。

款2保険給付費、項4出産育児諸費の100万円減額については、事業実績によるものです。

13ページをお開きください。

款4保健事業費の50万円の減額については、事業実績によるものです。

款7諸支出金の1,029万6,000円の増額は、平成29年度事業実績確定に伴う返還金によるものです。

款8予備費において、1,700万5,000円減額し、歳入歳出の調整をいたしました。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第8 承認第4号 平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

○議長（勝山浩平君）

日程第8、承認第4号、平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

平成30年度大和村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入におきましては、介護保険料国・県介護給付費負担金、介護納付金等を減額し、基金繰入金等の増額を行いました。歳出におきましては、介護サービス諸費等の減額を行い、返還金の増額を行うなど、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

内容の御説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ814万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,004万円といたしました。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款1保険料、目1第1号被保険者保険料58万円の減額は、被保険者の異動等によるものです。

款3国庫支出金、項1国庫負担金455万8,000円の減額、項2国庫補助金105万5,000円の増額は、事業実績によるものです。

款4県支出金、項1県負担金375万9,000円の減額、項3県補助金8万6,000円の減額は、事業実績によるものです。

9ページをお開きください。

款5支払基金交付金228万4,000円の減額は、事業実績によるものです。

款7繰入金、項1一般会計繰入金の179万円の減額は、事業実績によるものです。

款7繰入金、目1介護給付費準備基金の390万円の増額は、事業実績によるものです。

次に、11ページの歳出について御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の820万円の減額、項2介護予防サービス等諸費の340万円の減額、12ページの項4高額介護サービス等費の64万3,000円の増額、項5特定入所者介護サービス等費の30万円の減額、項6高額医療合算介護サービス等費の30万円の減額については、事業実績によるものです。

13ページの款5地域支援事業費、項2介護予防日常生活支援総合事業の88万1,000円の減額については、事業実績によるものです。

款7諸支出金の460万円の増額は、平成29年度事業確定のための返還金によるものです。

款8予備費において、4,000円減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論を終わります。

これから、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第9 承認第5号 平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
の専決処分の承認について**

○議長（勝山浩平君）

日程第9、承認第5号、平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入におきましては、繰入金、村債の調整など、歳出におきましては、総務費、負担金補助及び交付金、及び事業費、原材料費、並びに公債費、償還金利子及び割引料などの調整により、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

平成30年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ360万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,573万5,000円にいたしました。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金につきましては、歳入額の更正に伴い、一般会計からの繰入額を1,900万円減額いたしました。

また、款7村債、項1村債、目1農業集落排水事業債につきましては、東部地区700万円、中部地区840万円をそれぞれ増額いたしました。

次に、9ページの歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費につきましては、事業確定に伴い、排水設備設置費助成金を160万円減額いたしました。

款2事業費、項1事業費、目2農業集落排水事業につきましては、事業確定に伴

い、原材料費を100万円減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願ひいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

承認第5号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

承認第5号は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 承認第6号 平成30年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

○議長（勝山浩平君）

日程第10、承認第6号、平成30年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）は、歳入におきましては、サービス収入の減額など、歳出におきましては、総務費の減額など、地方自治法

第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

平成30年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、内容の説明を申し上げます。

大和の園特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,226万1,000円といたしました。

7ページの歳入から御説明いたします。

款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス費収入の650万円減額、目2 居宅介護サービス費収入の590万円増額、項2 自己負担金収入の300万円増額、項3 特定入所者介護サービス等費収入200万円減額については、長期入所者の減少、また短期入所者の増加に伴うものです。

また、款2 諸収入、項1 雑入2万8,000円減額いたしました。

次に、8ページの歳出について御説明いたします。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費については、人件費など570万円減額いたしました。

款4 基金積立金、項1 基金積立金については、600万円増額いたしました。

款6 予備費において、7万2,000円増額し、歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

承認第6号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

承認第6号は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 承認第7号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

○議長（勝山浩平君）

日程第11、承認第7号、平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入においては、一般会計繰入金、保険事業補助金を減額し、前年度繰越金の増額を行いました。歳出においては、健康診査事業委託の減額を行い、予備費で調整を行うなど、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

内容の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,031万8,000円といたしました。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料18万4,000円の減額の理由は、被保険者の異動などによるものです。

款3 繰入金260万5,000円の減額については、事業実績によるものです。

款4 繰越金217万4,000円の増額については、前年度繰越金によるものです。

款5 諸収入45万円の減額については、事業確定によるものです。

次に、10ページの歳出を御説明申し上げます。

款3 保険事業費60万円の減額については、事業実績によるものです。

款5 予備費において、46万2,000円減額し、歳入歳出の調整をいたしました。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、承認第7号は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第28号 令和元年度大和村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第12、議案第28号、令和元年度大和村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村一般会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村一般会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費の調整

や農村ポテンシャル発掘・活用推進事業、プレミアム付商品券事業など、歳入歳出それぞれ1億3,660万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

令和元年度大和村一般会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,660万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,027万2,000円にしようとするものであります。

今回の補正の主な内容は、4月の人事異動による人件費関係の調整や事業内示等によるものでございます。

歳入の主なものから御説明いたします。9ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、消費税、地方消費税率引き上げの影響を緩和するために行う大和村プレミアム付商品券事業に対する補助金として、新たに565万4,000円計上いたしました。

目3土木費国庫補助金、節1道路橋梁費補助金においては、緊急インフラ整備事業の追加により、大棚名音線道路改良事業補助金を7,371万円増額し、節2住宅費補助金では、公営住宅修繕事業の内示額の減により881万3,000円減額いたしました。

款14県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金は、農村振興交付金を活用し、中山間地域の活性化に資するソフト事業として、農村ポテンシャル発掘・活用推進事業補助金として、新たに100万円計上いたしました。事業の実施主体は、NPO法人TAMASUであります。

款19諸収入、項3雑入、目2雑入において、プレミアム付商品券販売収入といたしまして、1,200万円計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

款19諸収入、項3雑入、目2雑入においては、昨年の台風24号で被災いたしました、衛生センターの建物災害共済金として、1,300万円計上いたしました。

同じく、10ページ、款20村債、項1村債、目2土木費債においては、大棚名音線道路改良事業費の事業費の増額にあわせ、3,600万円増額いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

なお、各目の節2給与、節3職員手当、節4共済費の補正につきましては、人事

異動による補正でございますので、説明は省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費は、財政調整基金積立金として、2,600万円計上いたしました。

目6財産管理費では、役場庁舎耐震改修設計管理委託料を300万円増額いたしました。

12ページをお願いいたします。

目7企画費、節19負担金及び交付金においては、プレミアム付商品券換金分として、1,500万円計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農業振興費においては、TAMASUが行う中山間地域の活性化に資する農村ポテンシャル発掘・活用推進事業補助金として、新たに110万円計上いたしました。

款6商工費、項1商工費、目1商工振興費においては、大柵締工養成所の取り壊し経費として、150万円増額いたしました。

16ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2社会資本整備総合交付金事業においては、歳入でありましたように、緊急インフラ整備事業が追加されたことにより、大柵名音線道路改良工事を1億530万円増額いたしました。

款7土木費、項6住宅費、目2公営住宅修繕事業においては、内示額の減に伴い、1,700万円減額いたしました。

款8防災費、項1消防費、目5防災行政費においては、大金久集落防火水槽新設費といたしまして、600万円計上いたしました。

予備費において、101万8,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（藏 正君）

最初に2つほど聞きたいんですけども、スクールバスの運行委託の形でやられているわけですけども、マイクロバスを1台いただきまして、今後のスクールバス計画というのがどんな形で開始されていくのか。例えば、委託じゃなくて、村単独で

の運行計画とかいうのは立てていないのか。そういった方向にいったときに、経費の軽減とかいうのが、そういう試算がされていたら教えていただきたいと思います。

それと、16ページの今説明がありました公営住宅の修繕事業、これが歳入のほうの公営住宅修繕事業補助金が880万円ほど削減されたということで、1,700万円の減額になっていますけども、これは前からほかの議員からの質問等であるように、修繕の要望がたくさん上がってきている中で、今後の住宅の修繕計画というのは、こういったことですからスローダウンしていくものなのか、それに対応する別な対策とかいうのは考えられているのか、伺いたいと思います。

○議長（勝山浩平君）

蔵議員、節ごとにできますので、1個1個やりましょうかね。

○3番（藏 正君）

はい。

○議長（勝山浩平君）

では、スクールバスに関して、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

スクールバスの運行につきましては、こちらに計上して、今、委託運行で行っております。委託運行につきましては、8月いっぱいまでを委託運行とさせていただきます。9月からは自主運行を目指しております。契約につきましても、委託運行のほうは8月いっぱいまでにさせていただいています。

9月からの自主運行につきましては、現在贈呈をいただきましたスクールバス1台、そしてまたリースでもう1台バスのほうをリースさせていただきまして、2台でこれまでと同じような形で、子どもたちには負担をかけないような形でスクールバスの自主運行をしております。

金額につきましてはおおよそでございますが、自主運行のほうで約1,000万円ほどになります。ですが、昨年度、30年度ベースの委託運行では1,800万円ほどになっておりますので、おおまかな計算でございますが、約800万円ほどは減額になるかと思っております。

○建設課長（前田逸人君）

先ほど蔵議員がおっしゃった公営住宅修繕事業でございますが、これは公営住宅長寿命化計画による屋上と外壁の補助事業になっております。住宅の修繕とはまた別になっておりまして、今年度、5棟14戸ですね、要望したんですが、大分国費の内示が2分の1ほどになりまして、歳入も800万円ほど落としているんですが、そ

れに伴って事業を落とすということで、国直2棟、湯湾釜1棟、大和浜1棟、大棚1棟で、大和浜の1棟6戸、そちらのほう永田地区にある住宅のほうを1棟6戸を減額するというので、1,700万円計画しております。

以上です。

○3番（藏 正君）

スクールバスについては、800万円ほど自主運行になって減額されていくということで、1台バスをいただいた効果というのはすごく出てくるんだなというふうにうれしく思うところであります。

この住宅修繕事業のほうで、利用されている利用者からの要望が何か通らなくなるような対策というのをぜひとっていただきたいと思います。

あと、ちょっとこの補正の中には入っていないんですけど、大和の園園長も今日初めていらしておりますので、園長にちょっとお伺いしたいんですけども、直接、園長には関係ないと思うんですけども、大和の園の前に社会福祉協議会が主に使っている駐車場がありますよね。あそこの周りのフェンスが、去年の多分台風でじゃないかなと思うんですけど、ほぼ8割ぐらい倒れていて、そのままの状態ですと続いてきているんですよ。それを見て、園長自体どう思われますか、まず。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

ただいまの藏議員の御質問にお答えをいたします。

来月、夏祭りのほうを計画をしております、それまでに一応、村長のほうにも許可をいただいて、撤去等も今のところ話を進めているところでございます。

○3番（藏 正君）

ありがとうございます。

園長にわざわざこういう質問を投げかけたのは、大和の園に来られる来訪者の方々、家族の方々とか、たくさんいると思うんですよ。そういう方々が来る時に、大和の園の中で職員の対応とか、そういったものももちろん印象的なものに残っていくと思うんですけども、その来訪者の方々が大和の園の周辺のあいつた状況を見た時に、「あれ、前来た時もこのフェンス倒れていたけど、ずっとそのまま放置されているんだな」とかいう、そういった思いも、ある意味、大和の園に対する風評的なものにつながっていく可能性があると思うんですよ。ということは、やっぱり園長はその辺のところの周りの環境にも気を配られて、そういったものがあるときにはすぐ当局と対応して、そういったことができるだけ早めに、早期にされるような、そういった心構えを持っていただきたいと思って、質問いたしました。

この件については、今、園長から説明があったとおり、今聞きましたけども、いつ頃直される予定なのか、またちょっとそういったのが時間が大分過ぎているように思うんですけど、もうちょっと早く対応できないものなのか、伺いたいと思います。

○議長（勝山浩平君）

しばらく、休憩しますね。

-----○-----

休憩 午後2時29分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

再開します。

○3番（藏 正君）

議長にそう言われて、すごく申し上げにくくなっちゃったんですけど、早川課長にもちょっと伺いたいです。どうしても。よろしいですか。

社会福祉協議会が車があるんですね。でも、車がさびついている車とかがいっぱいあって、その一つの要因に車庫がないんですよ、向こうの浜近くの場所であるのに。そこにやっぱり塩害の、車を長持ちさせるためにも、一般車両についての車庫も完備するべきじゃないか。今あるワゴン車が2台入る車庫がせつかくあるんですけどね、あるんだけど、その入口の扉というのがすごく簡易すぎて、風にすごく弱くて、台風がくると二次災害が心配されるから、逆に出さないといけないような状況にあたり、その場所が下がっていて、水没してしまうようなつくりになっていたりとかして、向こうの社協の車庫事情の改善を図るべきじゃないかなと思うんですけども、そういったことについて、課長、どのように考えられるか、ちょっと答えていただきたいと思います。

○議長（勝山浩平君）

ちょっと休憩して、本当、藏議員の思いはわかりますので、特例でちょっと休憩中にします。

-----○-----

休憩 午後2時32分

再開 午後2時33分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

では、再開します。
質疑、ほかにありませんでしょうか。

○9番（奥田忠廣君）

今度の予算書を見ますと、横文字が多くて、ちょっとわからんなというような横文字もあるんですけども、このプレミアム商品券、これは幾らまで個人で買えるんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

一応対象者は定められております。個人で幾らまでというのは、1人当たり2万円2万5,000円までの商品券を買うことができます。

○9番（奥田忠廣君）

このプレミアム商品券というのの事業というのができたというのは、今年の10月に消費税が10%に上がる。子育て所帯とか、そういう方に消費税の負担を還元するためにこれができたと私は理解をしていますけども、大和村で所得割でこの券を売っているんですか、所得で。どのような販売の方法をしているんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

まだ販売はしておりません。今から対象者をシステムによって選定をするということになります。そして、子どものほうは3歳未満の子どもが対象になりまして、3歳以上の者は課税者に扶養をされていない非課税者、これが対象となります。あと、生活保護受給者は対象外となっております。

○9番（奥田忠廣君）

これは、今、わかります。0歳から3歳までというのは、国もそれはそうしなさいということですけども、所得は幾らまでの方々が対象になるんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

所得が幾らまでというわけではなく、税金で所得割、そして均等割、両方かかっていない方が対象となります。

○9番（奥田忠廣君）

今、対象になろうとする村民で、どのぐらいの方々がいらっしゃるんですか、人数として。

○企画観光課長（森永 学君）

もちろん選定は今からシステムを使って選定をすることになりますが、多くて600名ぐらいではないかということで、今回の予算にもその600名で計上させてい

ただいております。

○議長（勝山浩平君）

9番、奥田忠廣君、5回目です。

○9番（奥田忠廣君）

私が一番心配をしているのは、以前から申し上げている、この所得というのの本
当のこのすれすれの線、この方々の不満というのは非常に多いんですよ。100を上
限としたら、101の方がかからないというような状況になる。「何だよ」というよう
なことのないような説明をしなければいけないし、そういう不満を、いろいろな不
満がある。あなた方も聞いていると思うんですよ。そういうことのないように、こ
のプレミアム商品券というのでも販売、実施をしていただきたい。これ、やはり村民
にも説明をしなければ、どこまでですよというのを説明していただきたい。そして、
「ああ」という納得がいくような方法でやってください。いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

今回のこのプレミアム付商品券事業は、国の制度で実施をしようとするものであ
ります。その点でありまして、大和村独自、単独事業でこの事業を実施するとかで
したら、ある程度、大和村のほうでその制度は決められることと思いますが、国の
制度にのっかって、今回やるわけでございますので、そこは国の制度にあわせてい
かないといけないと考えております。

○9番（奥田忠廣君）

いや、議長、だから、こういうことを噛み合わないとは私は言っているんです。私
が申し上げているのは。

○議長（勝山浩平君）

ちょっと休憩を挟みましょうか。

休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時37分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

再開します。

○9番（奥田忠廣君）

この農村ポテンシャル発掘、この横文字はどういうことかなと思って、いろいろ

なことで、あの人はポテンシャルがあるとか、いろんなことに潜在能力があるということなんだろうと思うんですけども、この予算書というのは、もうちょっと日本語で、君、私たちにも理解できるように書き換えることはできないですか、これ。村長、ポテンシャルって、みんなわかっている、これ、どういうことか。

○産業振興課長（郁島武正君）

私も、最初この事業名を見た時に、奥田議員と同様のことを思いました。意味がわからずに、奥田議員と同じように、ポテンシャルの意味も調べました。潜在能力とかいろいろ書いてございましたが、この事業名につきましては、県のほうから示された事業名であり、県への申請実績報告等で予算書の添付とかもあるかもしれませんが、一応正式な事業名をそのまま使わせているところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

括弧でもつけて、日本語をつけていただきたい。「(ポテンシャル) 何々」だと。これ、わからんよ。潜在能力なんて、いろいろな言い方があるわけですから。いかがですか。総務課長代理、産業振興課長。

○産業振興課長（郁島武正君）

この農村ポテンシャル発掘・活用推進事業の実施要綱を読みましても、なかなかわかりにくい部分がありまして、簡単に言いましたら、中山間地域、集落も含めてですけど、その集落が目指す方向性に向かってそれを具体的に実現するための事業ということで、まだこの事業名で長くなりそうな感じでございますが、一応今回はこの事業名でいかせて、次回以降ちょっと考えてさせていただきたいと思います。

○9番（奥田忠廣君）

大和村の農村、各集落は、このポテンシャルというのがあるという判断でやっているんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

どの集落がということではなくて、今回は、NPO法人TAMASUが行っている活動に対しての事業ということで、補助の対象となる経費については、すべてソフトで旅費、需用費、役務費、その他を使える事業で、3カ年の事業でございます。

○9番（奥田忠廣君）

横文字には括弧をつけられるの。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（前田清和君）

すみません、先ほど蔵議員からスクールバスの件で質問ありましたが、ちょっと関連してお伺いします。

9月1日からスクールバス運用ということで、村直営でやられるということですが、午前中も教育委員会の局長にお伺いしたんですが、その運転手の確保ですよ、もう3人確保されているということを知って、ちょっとびっくりしました。私のところにも、スクールバスの運転手ということで、もしそういう運転手の確保があれば自分もやってみたいという方もおられるのを聞いていまして、じゃあ、その方に聞いたら、防災無線でそういう募集かかったことも一度もないと。結局、もう運転手は3人確保されていると今日聞いて、ちょっと不公平じゃないのかなというのを率直に思いました。これ、やはり結局、行政のほうで運転手を確保しておいて、すぐ9月1日から運行されると。じゃあ、私たちはそういう声を聞いたら、そういう方々にどういうふうに説明していいのか、ちょっと今、私も悩んでいるところですが、これはもうちょっと慎重に考えるべきだったんじゃないですか。やはり防災無線で村民に周知して、募集をかけて、その中から、もし3人以上であれば、抽選なり話し合いをしてやるべきだったんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

スクールバスの自主運行に向けて検討もいろいろいたしておりました中で、スクールバスにつきましては、以前、大島タクシーさん、委託運行していました。その中で、やはり運転手の不足、路線バス関係も運転手の不足、そしてそれに関して大島タクシーさんのほうに路線バスをお願いする中で、やはり大島タクシーさんも運転手の不足という、そういう事態の中で自主運行ということを検討させていただきまして、自主運行で進めていこうという形になってきております。そうなってきますと、なかなか運転手の確保は難しいということでございますので、実際に経験者などの中からいろいろお願いをいたしまして、まず選定を進めさせていただいております。

なかなか前田議員おっしゃられるように、公募とかいう形をとればよかったんですが、先にまず運転手の確保をしないことには自主運行が難しいという形で、3名の皆さんを選定をさせていただきました。

○1番（前田清和君）

いや、局長が言っているのはわかるんですけど、自主運行する前にそれを早く確

保しないとそういうのができないというのは、それは言い訳であって、これはスクールバスを直営ですということは、その年度のときから決まっていたわけじゃないですか。でしたら、その時点で広報をちゃんとして、そこで平等に村民に知らせをして、そこから確保してからでも9月には間に合うんじゃないですか。

局長の話を聞きますと、とにかくこっちで運転手を先に3人見つけておいて、確保したということで、あとは研修会して、9月にスタートするというのはわかるんですけど、ただ、「やってみたい。そういう運転手募集してないの」って、そういう声を聞いているもので、実際に。だから、そういう方々にやはり不公平じゃないかなということを行っているんですよ。いまさら3人確保したので、もう1回募集して、あと何人かもし来られたときに、その時またどう対応されます。それはもうないと思うんですよ、3人確保していますから。ただ、後々にこの問題が出てきたときに、行政としてちょっとどうなのかなということを心配しているところです。

○村長（伊集院 幼君）

それは、議員のおっしゃることわかります。しかしながら、我々は、昨年から大島タクシーさんといろんな協議をして、大島タクシーさんにも運転手の紹介をしていただけないかというお願いも我々もされております。そういう中では、やっぱり大型二種免許、これは鹿児島までいかない免許でありまして、そういう人たちを中に入れないと、安全運転管理者とかいろんな資格を持った方がそこに配置をしなければならぬ。そういう中では、我々としては、今後は大島タクシーさんとも連携を図りながら、やっぱり人材を確保しなければならぬということがございまして、我々としては、おっしゃるように、広報をかければいいかもわかりませんが、我々としては、議員がおっしゃるように、運転手をしたいという人は中にはおりました。しかしながら、我々も、いっぱい募っても、どの範囲でその運転手を募集すればいいのかということもあったものですから、早めに体制づくりを先に決めていかないと次の方針ができていかないんじゃないかということもございまして、今回はこういうことになりました。

我々も、これがずっと続くわけじゃございません。今後、運転手の体制をどうしていくかというのは、運行する中で我々も人材の確保をしていかなければならぬと考えておりますので、その人たちがずっとするのか、年齢もございまして、我々としては、自主運行するためには、いろんな形でやっぱり運転手の確保について今後やらなければならぬと考えておりますので、とりあえずは自主運行に向けた取り組みを早急にしなければならぬという考えのもとで今回こういう形になりま

したので、今後また我々もその運転手の募集については運行しながら考えさせていただきたいと思います。

○1番（前田清和君）

村長、そういう答弁聞きましたので、また村民にそういう声があれば、またうちとしてもそういうふうに対処できたらなというふうに思っております。

すみません、もう1点だけ、よろしいですか。

補正予算書の13ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の委託料、子ども・子育て支援計画135万円、これどういう計画書作成の委託なんですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

子ども・子育て支援計画につきましては、5年に1回策定義務があるものでございます。5年前に一度策定しております。

中身につきましては、いろいろ保育所の設置だとか、施設の設置も含めて、どのような子育て、環境を整えていくかというような中身になっているということです。全国、このような策定はなされていると、義務であるという内容になっています。

○1番（前田清和君）

これは、国・県からの5年に1回の計画書ということで、実際に直接子どもたちに指導したりとか、保育所生、子どもたちの支援に当たるそういうものではないんですね。その計画書という案を作るための委託料ということですね。

○保健福祉課長（早川理恵君）

そのとおりです。計画書の案を作るための委託ということになっております。

○議長（勝山浩平君）

よろしいですか。

ほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

よろしいです。大丈夫ですか。

○2番（重信安男君）

教育関連でちょっと聞きたいんですけども、学校でですね、この議案にはちょっと載っていないんですけど、検定試験とかありますよ。あれが、今、助成とか出ているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（勝山浩平君）

これも休憩してしましうね。これ議案書に含まれていないので。

-----○-----

休憩 午後2時50分

再開 午後2時52分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

では、再開をします。

ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第13 議案第29号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（勝山浩平君）

日程第13、議案第29号、令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出において、国保診療所会計の特別調整交付金と繰出金の減額を行い、それぞれ260万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

内容の御説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,765万3,000円としようとするものです。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3 県支出金、項1 県補助金の260万円の減額は、大和診療所への特別調整交付金の減額によるものです。

10ページの歳出を御説明申し上げます。

款7 諸支出金、項2 繰出金の260万円の減額については、大和診療所への特別調整交付金の減額に伴い、繰出金を減額とするものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第29号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

議案第29号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第14 議案第30号 令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第14、議案第30号、令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては、一般会計繰入金、他会計繰入金の減額、歳出におきましては、一般管理費、給与、職員手当等の減額に伴い、歳入歳出それぞれ398万1,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（早川理恵君）

内容の御説明を申し上げます。

大和診療所特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,352万4,000円としようとするものです。

5ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、目1一般会計繰入金の138万1,000円の減額は、職員の人事異動に伴う人件費の減額によるものです。

款3繰入金、目1国保会計繰入金の260万円の減額は、特別調整交付金の減額により、繰入金を減額するものです。

次に、6ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費の398万1,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額によるものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（勝山浩平君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

議案第30号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第15 議案第31号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第15、議案第31号、令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては、職

員給与費の増額を行い、歳出におきましては、人件費の増額により歳入歳出それぞれ118万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

内容の御説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,287万5,000円としようとするものです。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金118万8,000円の増額は、職員の人事異動による人件費の増額によるものです。

次に、10ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費の118万8,000円の増額は、職員の人事異動に伴う人件費の増額によるものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

議案第31号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

議案第31号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

**日程第16 議案第32号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について**

○議長（勝山浩平君）

日程第16、議案第32号、令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては、国・県補助金及び繰入金の減額など、歳出においては、事業費、給与、工事請負費の減額など、歳入歳出それぞれ390万9,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ390万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,985万3,000円にしようとするものです。

8ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1農業集落排水事業国庫補助金は、事業費及び補助割合の決定に伴い、東部地区の補助額を補正し、180万円減額計上いたしました。

款3県支出金、項1県補助金、目1農業集落排水事業県交付金につきましては、同じく事業決定に伴い、50万9,000円を減額計上いたしました。

次に、9ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款2事業費、項1事業費、目1農業集落排水事業につきましては、事業内容の決定に伴い、東部地区の工事請負費を300万円減額計上いたしました。

同じく、目2農業集落排水事業につきましては、中部地区の一般職員給与83

万8,000円減額計上いたしております。

款4予備費におきまして、9万1,000円を増額して、歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（藏 正君）

今、主に国直・根瀬部間トンネルの掘削の関係で、毎日ダンプが走っている関係で、県道の路肩がすごく壊れている箇所がいっぱいあるんですよね。特に、湯湾釜集落なんかは、農家の方が一番よく通るような場所がでこぼこになって、この間ちょっと応急措置で少し直してもらったんですけども、あの改修は、湯湾釜お墓の所はすぐできているのに、何でこっちできないのかなって聞いたところ、この集落排水事業との関連があるというふうに聞いたんですけど、それどういうことなのか、ちょっと御説明していただけますか。

○建設課長（前田逸人君）

そうですね、県道の今、轍ができていうか、盛り上がっている所は、今年度、事業に入る箇所がありまして、その分については、結局、もう1回再度工事をするというのは補助事業に絡むものですから、その分についてはちょっと今年度の事業で東部地区でやるんですが、それはちょっとできないんですけど。

あと、残りの分については、今、県のほうに現場確認してもらって、県のほうにちょっと舗装補修をやってもらうような形でお願いはしているところではございます。

○3番（藏 正君）

ということは、自分が今言った湯湾釜の箇所とか、そういったのは、この集落排水事業の予定になっている所は、県に早急をお願いすることもできないということなんですね。そうしたら、多分掘削のいろいろそんなに長くはかからないんじゃないかなって思うんですけど、あれが終了次第に早急にこの集落排水事業が導入されるような計画は立てていらっしゃいますか。

○建設課長（前田逸人君）

集落排水事業、東部地区、平成24年から32年度までという計画になっておりますが、今年度、大和浜地区を終わりました、終わっていないです。ちょっと残るんで

すが、大和浜と、また同時に湯灣釜地区も入るようになっていきますので、来年度、その時期にまた検討したいと思います。場所的に、県道は管路が通る所ですので、そこは早急にやるような形でやっていきたいと思います。

○3番（藏 正君）

本当にすごく危険な状態なんですよ、歩行者、自転車、両方に対して。ですから、例えば掘削が終わってから、ダンプがあまり通らなくなった後も、もうちょっと時間がかかるようであったら、応急措置なり何かできる分でも、ローラーをあるかして、平坦化しておくとか、そういった対策はぜひとっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○建設課長（前田逸人君）

藏議員がおっしゃるとおり、やっぱり危険な状態というのは、県のほうも知っていますので、なるべく早く、早急に路面補修をしてもらうような形で強く要望したいと思います。

以上です。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑は。

○9番（奥田忠廣君）

この集落排水事業というのは、大和浜、思勝、津名久、この3つの集落は今年で終わって、供用開始ができるという判断をしいいんですか。

○建設課長（前田逸人君）

その分については、供用開始をしております。つなげば、すぐですね、供用開始が、処理場ができておりますので、はい。

○9番（奥田忠廣君）

今、供用開始が残っているのは、大和浜地区の一部は供用開始している。大和浜集落の中の供用開始は、令和元年度でできるという今判断ですね。

○建設課長（前田逸人君）

大和浜地区は今年度で9割方です。というのは、奥田議員、こっちのちょうど役場側のここのちょうど通りすがり永田地区の分を来年度にちょっともっていこうかという計画になっておりますので、あとは今年度全部供用開始ができます。永田地区のあの住宅がありますよね。あそこの分については、あとこの間だけを来年度にちょっともっていこうという計画にしております。

以上です。

○9番（奥田忠廣君）

国直、湯灣釜は、どういう具合になるんですか。パイプで全部つないでくるとい
うことになるんですか。

○建設課長（前田逸人君）

そうです。議員がおっしゃるとおり、県道を通して処理場のほうに通す予定にし
ております。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

議案第32号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

議案第32号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第17 議案第33号 令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）につ
いて

○議長（勝山浩平君）

日程第17、議案第33号、令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申

上げます。

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては、財政調整基金繰入金の増額、歳出においては、総務費の増額など、歳入歳出それぞれ600万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和元年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ600万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,350万8,000円としようとするものです。

7ページの歳入から御説明いたします。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金を600万円増額いたしました。

次に、8ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の598万2,000円の増額は、人事異動に伴う人件費によるものです。

款6予備費におきましては、1万8,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

議案第33号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第18 議案第34号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第18、議案第34号、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては、職員給与費の変更に伴う事務費繰入金の減額を行うなど、歳出においては、人件費の減額など、歳入歳出それぞれ313万5,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

内容の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,738万円にしようとするものです。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金の313万5,000円の減額については、職員の人事異動による人件費の減額によるものです。

次に、10ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費の313万5,000円の減額については、職員の人事異動による人件費の減額によるものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

議案第34号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第19 承認第8号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（勝山浩平君）

日程第19、承認第8号、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成31年3月31日に公布されたことに伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会

の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の主な改正内容について御説明申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたため、改正を行いました。

まず1点目に、寄附金税額控除の見直しについてでございます。ふるさと納税の対象となる寄附金の税額控除について、所定の改正を行いました。

2点目に、住宅ローン控除の拡充についてでございます。住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用範囲を拡充する所定の改正を行いました。

3点目に、ひとり親に対する個人住民税の非課税措置についてでございます。児童扶養手当等の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない者を個人住民税非課税措置の対象に加える改正を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

承認第8号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第20 承認第9号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（勝山浩平君）

日程第20、承認第9号、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決について、提案の理由を申し上げます。

大和村国民健康保険税条例の改正につきましては、賦課限度額等が見直されたことによりまして、本村条例の改正が必要になったものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村国民健康保険税条例の一部改正について、内容の御説明を申し上げます。

国民健康保険法の改正により、国民健康保険税の基礎賦課税額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げようとするものです。また、低所得者対象者の算定基準額について、5割軽減世帯については27万5,000円から28万円に、2割軽減世帯については50万円から51万円に引き上げようとするものです。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 承認第10号 大和村介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
について

○議長（勝山浩平君）

日程第21、承認第10号、大和村介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

大和村介護保険条例の改正につきましては、消費税の改正に伴う保険料率等が見直されたことによりまして、本村条例の改正が必要になったものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村介護保険条例一部改正の内容の御説明を申し上げます。

10月以降の消費税率引き上げに伴う低所得者の保険料軽減強化を図るために、介護保険法の一部改正により、低所得者のうち、第1段階から第3段階までの対象者の保険料基準額について引き下げようとするものです。

この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、承認第10号は、承認することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第22 議案第35号 奄美群島振興開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第22、議案第35号、奄美群島振興開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

奄美群島振興開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

現行の奄美群島振興開発特別措置法と整合を図るため、第1条、第2条、第4条及び第6条を改正いたしました御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（森永 学君）

奄美群島振興開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、現行の奄美群島振興開発特別措置法と整合性を図るため、第1条中、「製造の事業、観光関連農林水産物販売業又は旅館業」を「奄美群島振興開発特別措置法第38条第1項に規定する事業」に、第2条中、「第6条の12」を「第38条」に、第4条第1項中、「工場」の次に「事務所」を、「旅館」の次に「その他事業所」を加え、第6条中、各号列記以外の部分中、「店舗若しくは旅館」を「等」に改めようとするものであります。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

議案第35号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

議案第35号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第23 議案第36号 大和村大島紬縮工養成所の設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第23、議案第36号、大和村大島紬縮工養成所の設置及び管理運営に関する条

例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村大島紬締工養成所の設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大棚集落に設置してあります大島紬締工養成所が老朽化し、危険なため、建物を解体しようとするものでございます。

つきましては、大和村大島紬締工養成所の設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例を御提案いたします。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（森永 学君）

内容を御説明申し上げます。

大棚集落に設置してある大島紬締工養成所については、建設から43年が経過しております。建物については、老朽化が激しく、大変危険なことから解体除去しようとするものであります。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

議案第36号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第24 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（勝山浩平君）

日程第24、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、ただいま議題となっています請願第1号については、会議規則第92条の規定により、総務建設委員会に付託することにいたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後3時22分

第 2 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和元年6月21日（金）

大 和 村 議 会

令和元年第2回大和村議会定例会会議録

令和元年6月21日（金）

午前10時15分開議

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問

日程第2 請願第1号について（総務建設委員長報告及び採決）

日程第3 発議第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第4 議員派遣の件について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 前田清和君

6番 民文忠君

2番 重信安男君

7番 池田幸一君

3番 藏正君

8番 宮田到君

5番 勝山浩平君

9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。（1名）

2番 重信安男君（午後）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 書記 太純一君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院幼君 教育長 藤井俊郎君

副村長 泉有智君 教委事務局長 福山茂君

企画観光課長 森永学君 建設課長 前田逸人君

産業振興課長 兼農委事務局長	郁 島 武 正 君	教委指導主事	小 原 和 博 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	保健福祉課長 兼大和診事務長	早 川 理 恵 君
住民税務課長	三 宅 正 剛 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開議 午前10時15分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、おはようございます。

校長先生方、また区長さん方、傍聴にお越しいただいて、大変ありがとうございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（勝山浩平君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次発言を許可いたします。

9番、奥田忠廣君。

○9番（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

通告をしてあります3項目につきまして質問をいたします。

1点目は、あまみ農協大和支所の廃止・撤退についてであります。

本村は独立した一つの行政でありながら、農協の撤退・廃止は理解しがたい判断であります。果樹の村として内外に発信している今、農協が撤退することは、「あまみ農協は、本村果樹農家を、また果樹農業を認めていない」という判断をすべきなのか。本村果樹農家のイメージが損なわれはしないか。村としてどのような対策を立てているのか。村長の答弁を求めます。

農協は、平成14年に奄美本島7農協が合併し、あまみ農協が発足をいたしました。その時点で、大和村農協は、2,000万円以上の累積赤字を抱え、合併協議に臨んでいましたが、合併の条件として、各単協の累積赤字については合併までに累積赤字の解消を図ることが合併の条件となっております。

当時、鹿児島県農政連から合併専門員の派遣職員が何人かがあまみ農協、名瀬農協のほうにおりました。その中に総括専務もおりましたが、本村農協の合併については話し合いがあり、「大島本島全農協の合併をなさなければならない中で、大和村だけを合併対象外にすることはできない」と派遣専務から言われ、条件として、合併後に農協支援として行政が支援金を助成するということを確約をし、大和農協

は合併となりました。支援金としては、合併年度に1,000万円、翌年に1,000万円、そして年100万円ずつを5年間支援するとし、大和村は2,500万円を農協合併のために支出し、あまみ農協大和支所が発足をいたしました。

過去のこのような中で、農協撤退は、本村の農協支援協力を踏みにじる行為ではないのか。村長は、農協撤退についてどのように申し入れをしたのか。不満は言わなかったのか。農協はどう言っているのか。村長の答弁を求めます。

次に、2項目目のヤギ、イノシシ有害鳥獣について質問をいたします。

ヤギ、イノシシなどによる希少植物、農作物への被害が多くあり、有害駆除が行われているが、駆除費の見直しはできないのか。

本村の猟友会員も高齢化しているのも、また狩猟免許所持者も全体で31名、銃が6名、くくりわなが29名、ヤギ駆除網罟3名が本村の猟友会員であります。30年度有害鳥獣駆除でのイノシシ駆除実績79頭、病害イノシシ駆除実績3頭、ヤギ駆除実績25頭が有害鳥獣駆除実績であります。狩猟期間中の捕獲を合わせると、イノシシだけでも100頭は超えていると思います。しかし、31名の会員の中で有害駆除の許可証取得は22名います。実際に活動をしている会員は13名ほどが活動をして、実績をあげております。

ヤギ駆除は1頭1万5,000円、イノシシ7,000円、病害イノシシ1万円となっておりますが、この中から確認手数料、駆除証明写真代が確認者に1,000円、猟友会から1,000円が支払われます。イノシシ捕獲者の手取りは6,000円となります。

捕獲活動者が減少傾向にある中、捕獲手数料の見直しはできないのか。確認手数料などは役場の予算で支払い、捕獲者の手取り額を増額することにより、捕獲者増員を図ることができると思うが、全体的に捕獲手数料の見直しについて、村長の答弁を求めます。

最後に、漂着ごみ焼却炉について質問をいたします。

3月議会で質問をした漂着ごみ等の焼却処理対策はどのようになっているのか、質問をいたします。

本村集落は東シナ海沿岸に全集落があり、本村を訪れる人は海岸線を眺めながら通過していきます。海岸の漂着ごみが目につきますが、美しい海浜を提供することも、おもてなしの一つの観光ではないかと思えます。

私は、3月議会で海浜漂着ごみ及び焼却方法について質問をいたしましたが、その後の経緯についてはどのようなことになっているのか、村長の答弁を求めます。

以上、3件を質問して、答弁後に再質問を自席のほうから行います。

以上です。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの奥田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目のあまみ農協大和支所の撤退についての御質問でございますが、奥田議員がおっしゃるとおり、大和事業所の廃止は大変残念に思うところでございます。

J Aあまみさんの説明におきましては、平成25年度からの5カ年計画の中で大和・住用事業所の収支や利用度を勘案し、平成28年度以降の廃止を判断するとしておりました。これまでにJ A内部での慎重な検討を重ねた中で、大和事業所におきましては、平成25年度以降の事業収支の実態や、現状の1名での職員ではコンプライアンス体制の確立に課題があるということで、総合的に判断し、事業所を廃止するとの結論に至ったというふうに聞いております。

議員のおっしゃるように、J Aが合併後、この支所の存続につきましては、いろいろと課題もある中で、私たち行政といたしましても、やはり第一に農家のことを考えながら進めていきたいということで、我々も申し入れがあった時に、我々の庁内の中で検討をしたところでもございます。そういう中では、事業廃止後の業務引き継ぎ策として、私たちとしては、合同会社ひらとみではどうかということも考えているところでもございます。

以前から事業廃止の話の中では、村への正式な報告と業務移管のお願いは、今年の4月2日にございました。廃止の時期が6月末とのことでもございまして、あまりにも急で十分な準備ができるか不安でもございますが、廃止が決まっている以上、農家の皆さんへ迷惑をかけるわけにはいきませんので、ひらとみでの運営をしていこうという判断でいるところでございます。

今後、J A側ときめ細かな打ち合わせを行う必要がありますが、農家の皆さんに御不便をかけないようなことを第一に取り組んでまいりたいと考えているところでもございます。農家の皆さんも当分は戸惑うかも知れませんが、できるだけ情報提供を密に行いながら、スムーズに業務が行えるようにしていきたいと考えております。村といたしましても、まずは農家の皆さんの生産意欲が減退しないように、ひらとみと一緒にあって取り組みを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、2点目のヤギ、イノシシ有害鳥獣駆除についての御質問でございますが、有害鳥獣の駆除につきましては、国庫補助金である有害被害防止総合対策交付金の

鳥獣被害対策実践事業のうち、緊急捕獲活動支援事業を活用してイノシシの駆除をしているところでございます。この場合の1頭当たりの捕獲報償費は7,000円と決められております。捕獲確認を役場担当職員が行った場合、手数料は発生をいたしません。猟友会会員が確認した場合には1頭当たり1,000円の確認手数料が発生をし、7,000円から手数料分の1,000円を差し引いた分を捕獲者に差し上げるということになります。

一方、村単独事業で実施しております病害イノシシ捕獲事業につきましては、1頭当たり1万円が捕獲報償費で、猟友会会員が捕獲確認を行った場合は、手数料1,000円を差し引いた9,000円が捕獲者の受領額になります。村が確認した場合には、手数料は発生はしないということでございます。

また、ヤギの駆除につきましては、奄振事業のヤギ被害防除対策事業で行っております。1頭当たりの捕獲報償費は1万5,000円となっております。ヤギ駆除につきましては、捕獲確認手数料は事務費の中で予算化して支出をしている状況でございます。

以前に比べ、猟友会会員の高齢化による会員の減少は全国的な問題でございまして、それに伴い、近年は全国的に鳥獣被害が多発してきております。そのため、その対策として、狩猟免許の取得に係る経費の助成を行い、会員の確保を図っている自治体もあります。

1頭当たりの捕獲報償費の値上げは、イノシシにつきましては全国的に単価が決まっているため、難しいと考えているところでもございます。値上げにつきましては、狩猟期間だけの捕獲では捕獲頭数も限られてくるため、今年度から期間を大幅に延ばしまして、捕獲頭数の実績に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもございます。6月20日現在で17頭ということで捕獲がされている状況でございまして、今後もしっかり取り組みを進めていきたいというふうに思っています。

限られた予算の中での捕獲報償費用ということでございます。値上げをすることは、いろいろ我々も考えていかなければならないというふうに考えているところでもございまして、世界自然遺産登録を目指す島においては、いろいろとこの有害駆除の取り組みにつきましてはしっかりと取り組みを進めていかなければならないと考えておりますので、今後、事業費の増額等含めて、関係機関への要望を行っていきたいというふうに考えております。

そのほか、新たな猟友会会員の確保につきましても取り組んで進めていきたいと

いうふうに思っているところでもございます。

次に、3点目の3月議会で御質問されました漂着ごみの焼却処理対策についての御質問でございますが、議員御提案の小型焼却炉を購入し、漂着ごみを焼却処理するということについての御質問がございました。

これまで議員にも答弁をいたしました。環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業に関する質疑応答集によりますと、「一般的にリースすることが可能な機材である場合は、購入ではなく、リースを選択する」ということにもなっております。また、「機材の購入等に関し、費用対効果よりも費用が上回る場合は、目的と必要性を十分に説明しなければならない」という形で明記がなされているところでもございます。

小型焼却炉のリースまたは購入に関しましては、鹿児島県の担当者に相談をしたところ、申請自体は可能であります。要望どおり申請が認められるか、可能性は低く、現在のところ鹿児島県内で海岸漂着物等地域対策推進事業により小型焼却炉を購入した実績はないとのことでございます。

また、先般、小型焼却炉を購入した喜界町にお伺いいたしましたところ、喜界町は町単独で購入をしたという回答でございました。

また、先日、沖縄から小型焼却炉を開発したメーカーの方と、環境汚染対策等を専門にしております業者の方の訪問がございまして、お話を伺い、御提案も伺う機会がございました。その中で、大和村の実情についてもお話をさせていただいたところでございます。お互いの話し合いの中で、小型焼却炉のリースに際し、その必要性や緊急性という課題をクリアする材料が見当たらず、補助事業の申請については結論が出ていない状況でございます。

地球温暖化につきましてや環境問題対策について、あるいは雇用対策のためという理由だけでは補助申請を認めてもらえないことが予想されるところでもございます。1つ目に、海岸漂着ごみの処分につきましては、名瀬クリーンセンターでの処理費が非常に安価であるという点。2つ目に、焼却処分をする漂着ごみの絶対量が少ないため、仮に小型焼却炉を購入したといたしましても、焼却炉の稼働日数が1カ月程度しかないという点がございます。以上、2点の理由から費用対効果を考えて場合、リースにしても、購入にいたしましても、事業導入の必要性を整理する必要があるというふうに考えております。

今後は、海岸漂着物に関しまして、新たな事由等が出てきた場合におきまして、改めて対応策を考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただ

ければというふうに思います。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは自席のほうから担当課長、あるいは答弁をさせていただきたいと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

奥田議員の御質問にありました、旧大和村農協の累積赤字補填の件に関しまして、村長の答弁に少し補足いたしたいと思います。

奥田議員から2,500万円という金額が出ましたが、こちらのほうでも当時の資料、決算書、決算統計関係資料を調べてみました。平成10年にあまみ農協支援金として100万円、平成11年に同じく支援金として600万円、平成12年に400万円、平成13年に300万円、平成14年に100万円、合計1,500万円の支出というのは確認できましたが、それ以上の支出は、まだ調査不足かも知れませんが、出てきていないということでございます。

また、当時のその支援に対する農協さんとの確約書等の書類も今探している最中ですが、今現在、そんな書類はまだ見つかっていない状況でございます。

以上です。

○9番（奥田忠廣君）

J Aの問題なんですけども、19日に防災センターでJ Aからの直接の説明がありました。それで、役場からも文書を私もいただきましたけれども、今年4月2日に大和事業所業務移管については大和村と協議をしている。J Aは。理由としては、先ほど村長も申し上げましたけれども、会計処理の対応が現在の一人体制じゃもうだめだと。大和事業所を廃止するには収支や利用度を勘案しているんです。

私たちが、村長、このJ A大和事業所が廃止ということを知ったのは、じき最近なんです。じき最近。この農協が撤退するというのは、私たち単独の自治体としては、相当インパクトがある、非常に果樹の村としては問題があるものだと私は思っております。

私たちこっちに8人の議員がおられますけども、あなた方は撤退について議会に何の相談もしない。あなた方自身で全部決めてきている。私たちは何のためにここにいるんですか。この議員は。全部あなた方が決めた後に、私たちは知る。これで本当にいいんですか。議会の役目は何ですか。あなた方が提案をする。提案をしたら、私たちは追認をするだけの機関じゃないんですよ、ここは。行政の提案を、最終議決するのは議会なんです。私は、この農協の撤退問題で一言も議会に協議を

しようじゃないか、どうだろうと思うことがやられていない。この行政の態度というのは、私は納得いかないんですよ。村長、どうですか、これ。あなたは、これでいいと思う。

○産業振興課長（郁島武正君）

奥田議員のおっしゃることもよくわかります。しかし、我々が聞いたのは、4月2日にもっと早い段階でこのままでは大和事業所を廃止せざるを得ない、どうしたらいいかという相談でありましたら、こちらとしてもいろんな選択肢があり、また議会の皆さんにも相談する機会もあったかと思えますけども、実際にその4月2日には撤退すると、その業務移管先としてひらとみにお願いしたいという依頼でございました。6月末という期限もございましたので、こちらとしては、このままでは、撤退したままでは一番困るのは農家さんでありますので、とりあえずひらとみという会社がありますので、そこで何とか業務を継承したいという気持ちになりました。

何もその場で、「わかりました。やりましょう」と、村長は言ったわけではございませんで、農協を厳しく問い詰めもいたしております。

以上です。

○村長（伊集院 幼君）

我々といたしましては、やはり議会を軽視しているわけではございません。JAさんとしてはこれから説明をするということであったものですから、我々も、これはすぐすぐは容認できませんよということも申し上げています。

しかしながら、やっぱり第一に農家のことを考えるためには、我々も先々のことを予測して、やっぱりしっかり考えを持っておかなければならないだろうという思いで、我々もこうして認識をしてきたところでもございます。

議員がおっしゃるように、しっかり議会に対しての説明がなかったと言え、そうかもわかりませんが、急に我々もJAからの申し入れがあったということでもございましたので、5月に一度、そして今月、説明があったというふうに聞いているところでもございます。

我々も、来週にはJAにまたお越しいただいて、しっかりとした説明責任を果たしていただくというふうに考えておりますので、今後どういう形で進むか、我々も一応受け入れとしてはしっかりしていかなければならないという腹づもりの中で、今後の運営についての対応の仕方をJAさんとしっかり考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

産業振興課が出したのにも、今言ったように書いてあるんですよ。廃止の理由を説明し、理解を得た上で新たな移管先を村に相談する。6月中に廃止するには話が早すぎるんじゃないかということも役場は言っている。しかし、話は早すぎるんだけど、計画は進んでいる。JAは6月と言うけども、これ7月じゃだめだったんですか。7月や8月ではだめだったんでしょうか。

私は、この間の説明会で、「私たちは、大和村にはJAの組合員がいる。この組合員はどうなるんですか。一つの行政区として農協がないのに組合員がいてもいいのか。組合員はいらんんじゃない。組合やめて、出資金を返してもらって、やるしかないんじゃないか」という質問をしました。

私たちは、この農協が撤退するという大きな問題ですよ、これ。でしたら、農協が撤退をして、合同ひらとみに移管する。そうなったときに、村民にどのようなメリットがあるのか。どのようなデメリットがあるのか。そういうことも協議する時間もないということですよ、これ。農協から肥料も機材もお願いされた農協関連は、肥料の配達と農薬、肥料、農業機械、生活関連、米、食料品とありますけれども、どこから仕入れるんですか、これ。農協から仕入れて、合同ひらとみが売るんですか。それで、村民のメリットになるんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

JAから依頼された業務につきましては、奥田議員がおっしゃったとおりでございます。販売する品物ですが、現在、JAさんがやっている間はJAさんの関連の商品しか販売できないわけですが、ひらとみがやるからには、それ以外の商品もひらとみで購入して、農家さんに販売する。農協商品より同じ質で安いのがあれば、その分安く仕入れて、安く販売できるという農家さんへのメリットはあるかと思えます。販売業務については、今よりは少しメリットが多くなるかなと思っております。

営業時間についても、現在9時から4時まででございますが、ひらとみがやることで1時間余りは延びるのかなと考えております。

○9番（奥田忠廣君）

村長ね、これは、私が聞いた話は、振興センターのほうに産業振興課も移転をする。合同ひらとみも農協の業務を共同で担わなければならないということなんですか、これ。産業振興課も含めて。

○産業振興課長（郁島武正君）

産業振興課の産業振興センターへの移転につきましては、農協の撤退にあわせたものではなくて、たまたまその後そういう話が出たんですが、役場の耐震改修の関係で役場関係の課が一時どこかの場所に移動しなければならないとなったときに、現在の社会福祉協議会の事務所が今スペースが空いておりますので、そこに産業振興課がいて、隣にJAがあれば、農家さんはJAさんにも産業振興課にも共通した用事がございますので、スムーズに行くのではないかとということで、産業振興課は産業振興センターに移動する予定をしております。その後にJA撤退という話が出たわけでありまして。

○9番（奥田忠廣君）

これ、村長も先ほど答弁しましたけども、時間があまり短いんじゃないかと。「撤退をしますよ」と言って、撤退する。6月30日に撤退。そして、ひらとみに業務を移管する。私は、こういうことは、農協もですよ、JAもあなた方も私たちが農家に詳細な説明がないんですよ。もうちょっと丁寧に説明しないといけない部分がたくさんあると思うんです。

「預金はどうするんですか」と言ったときに、どうするんですか。いろいろな問題があるのを話し合いもせず、まず移管を先。移管が前のめりになって行ってやっている。JAの組合員が200人近くいると私は思いますけれども、この方々も大分高齢になっている。預金をおろしに名瀬まで行かんといかん。奄美市まで。こういうときの業務委託はどうするんですか。合同ひらとみがやるんですか。

様々な細かい協議というのをやっていないんです、これ。村民にしてみれば、方言で言う、「アッタダンマ」みたいな。JAは、「6月」って言っていますけども、詳細な協議をする期間というのを設けなくてよろしいんですか、これ。

○産業振興課長（郁島武正君）

役場としましても、4月2日にアッタダンマということで話を聞きました。その時に、村長は、まず農家に説明するべきだということで、5月15日、6月19日、その撤退の話だけではなかったんですが、説明会をしました。

しかし、JAさんは、組合員にしか文書で通知しておりませんでしたので、5月には12名しか出席しませんでした。その文書にも農協の廃止とか、そのような文言は書いていなくて、例年どおりの座談会ということでしたので、それでは人が集まらないということで、2回目は、防災行政無線をかけて、大和事業所の廃止に伴うという、組合員問わず、全村民に通知して、それでも二十数名、まだ組合員以外の方も農協を利用する方は大勢おりますので、その辺の説明は、本来ならば、今回の

件についてはJ A側が責任を持ってすべきだと考えておりますけども、村として住民への周知広報には今後努めなければならない、その機会も持たなければいけないとは思っています。

○9番（奥田忠廣君）

これ、あなた方がこういうことになるんじゃないかということを書いたのを、私も19日にいただきました。移管によりサービス低下が予想される事。ひらとみは、金融、預金とかいうのを取り扱いできない。このJ Aも、支所もやっていませんけども、預けることはできるわけね。預ける。預金をおろしてくれと。これは、ひらとみでも預金をおろしてくれという、預けたりすることができるんですか。口座引き落としの処理とか。

私は、J Aはあまりにも身勝手だと思うんですよ。赤字だからもうやめますと。それは、誰でも、そういうものじゃないと思うんです。私は、先ほど200人近い組合員がいると言いましたけども、本村の場合は、組合員だけの問題じゃないと。組合員だけが肥料を買ったり、農業に関するものを買ったりしているんじゃない。村民全体がやっている。こういう細かい詳細な説明は、移管後にやるんですか。どうするんですか。預金の問題、共済の問題、いろいろあると思うんですよ。それをやるのか、それとももうJ Aとは完全に切ってしまう、そこらあたりはどのように考えているんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

村長の答弁にもございましたが、今後、J Aとの引き継ぎに関してですが、密な協議が必要ということで、来週からJ Aさんと打ち合わせに入ります。引き継ぎにつきましても、6月来週ぐらいから、また7月に入ってから当分の間、J Aさんの職員が来ないと引き継ぎができないかと思っておりますので、そのあたりはそうようにしていきたいと。

口座関係の処理でございますが、ひらとみがやることによって一番農家さんに迷惑をかけるのが預金関係、口座引き落とし、そういった処理ができないということでございます。その辺については、J Aさんの職員が週1でも来て、預かっていつて、また戻ってくる、そのような処理ができればいいわけですが、ひらとみではそれはできないと。その部分が一番購買事業に関しては、農家さんに迷惑をかけるのは多いんですけども、それが一番農家さんには、特に高齢の農家さんには不便をかけるかなと考えているところです。そのあたりは、来週からのJ Aさんとの打ち合わせでお願いはしていきたいと考えております。

○9番（奥田忠廣君）

大和村の考え、農家が困らないようにというのも一つ。いや、村民が困らないようになんですよ、これは。農家が困らないと、農家、農家と、農協農家だけ言えない。大和村の村民は、農協から肥料を一切買っている。野菜を作り、野菜を家庭菜園をしている人、これは農家の問題じゃなくて、村民の問題なんです、これ。

今からまだ話し合いは続いていくんでしょう。やはり詳細、合意できないものがあれば、私たちはここまではできるけどもという、合意できないものがあれば、延期をすることを考えながら、J Aと話していただきたいと思いますよ。いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

おっしゃるように、我々は、J Aが一方的に閉鎖をするということですので、そのことについては、先日の説明会の中でもいろんな意見が出ているということは聞いております。そういう中で、我々も一概にみんな受け入れるんじゃないくて、先ほど担当課長が申しあげましたように、できないものもございます。そういう取り交わしはしっかり文書でしながら、我々が受けられるもの、受けられないものをしっかり組合員とか、おっしゃったように、村民にやっぱり不便な形にならないようなものというのは、書面で交わして、お互いですり合わせをしながら、我々もこうして受け入れなければならないんじゃないかなというふうに考えておりますので、時期はここから7月は事務所を引き上げるかもわかりませんが、しっかり職員がここに来ていただいて、あとの処理をしっかりとってもらうように、我々もJ Aと話し合いをしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

ぜひJ Aに申し上げてほしいのは、農業協同組合というのは誰のためにあるのか。彼らのこの間の説明を聞くと、私たちが困るから撤退するんだよ。農協職員のためにあるような言い方ですよ。農家のためなのか、農協の職員のためなのか。赤字支所は撤退する。簡単なことなんですけど、私たちはまず合同ひらとみでもあって、受け皿がちょっとこれでも受け皿にしようかなというのがあるというのはまだ救いでしょう。J Aあまみというこの組織自体の考え方、私は全く納得いかない。

これからJ Aと話するときには、「大和村の組合員だけの農協じゃないよ。村民だよ。村民も対象になっているんだよ」ということの中で話し合いを進めていただきたい。納得いかなければ、一月や二月、廃止を延期するまでの話をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに、議員のおっしゃるとおり、我々もJAがここを撤退する中では、やっぱり我々がしっかり責任を果たさんばいかんだろうという思いで、我々も安易に受けた部分もあったことは確かでございます。これは、しっかり我々も反省する中で、おっしゃるように、組合員だけじゃなく、村民にやっぱりこのJAの今までの立ち位置がどうであるかということをしっかり理解をしていただいて、今後の運営についてのあり方を我々もまたひらとみに投げるんじゃないかと、本当にそこでできるのかという、先ほど答弁も申し上げましたけども、そこはしっかり我々も責任を持って対応させていただきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

私は、農協の組合員だけじゃなくて、村民にメリットのあるような話し合いをJAとはしていただきたい。デメリットになるような話し合いはしていただきたくないんです。そこのあたりを申し上げて、この農協に関する質問は終わります。

次に、ヤギ、イノシシの有害鳥獣なんですけども、このヤギというのが、世界自然遺産登録の中でも非常に困った存在になって、希少植物の捕食をやっている。

あなた方はどういう確認をしているかわかりませんが、湯湾岳の近くまでヤギがおる。それで、大和村の奥山、岩崎産業の山におるんですよ、実際。このヤギの繁殖というのは、年に2回ぐらい子どもを産むと言われております。そして、海岸線を行きますと、ずっと今里、枝手久、あそこまで確認できる。

大和村も、このヤギ、イノシシの有害鳥獣は行われておりますけれども、猟友会員が高齢化になって、ヤギの駆除というのは危険なんです。非常に危険だと。急な岩場という所にヤギが生息しておりますので、そこに網を張って、追い込んで捕るということ。

ところが、有害鳥獣は出ていますけども、ヤギ、この捕獲の方法、猟銃で撃った場合は、持ってこんといかん。打ち捨てるわけにはいかんわけです。そして、そうなると、崖からあげて、持ってくるということができないもんだから、猟銃は発射しない。ほとんど網で捕獲している。

このイノシシはそれぞれ7,000円と、これは決まっているのね。ヤギも、これは決まっているんですか、これ。ヤギ1頭1万5,000円、これも決まっているんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

ヤギの捕獲報償費については、奄振の事業費の中で各市町村で定めており、大

体、近隣市町村足並みをそろえている状況でございます。

○9番（奥田忠廣君）

この確認をする予算というのは、行政のほうでもてないんですか、これ。確認をする1,000円。狩猟を持っている人もそれなりの負担はしているんですよ。その方々に少しでも多く有害の手数料が入るようにやっていただきたい。この1,000円というのは、行政の中で負担はできないのか。

○産業振興課長（郁島武正君）

事業費の中ではなくて、そのような捕獲確認料というのは、単費で支出は可能ですが、捕獲状況を見て、検討してまいりたいと思います。

○9番（奥田忠廣君）

できるということ。可能ということ。はっきり。

○産業振興課長（郁島武正君）

奄振の事業費の中では困難ですけども、村単費でその分を支出するというのは、予算上は可能であると。今後の捕獲状況を見ながら、それについては検討してまいりたいと思います。

○9番（奥田忠廣君）

前向き、前向き。

○産業振興課長（郁島武正君）

前向きです。

○9番（奥田忠廣君）

やはり猟友会というのは、高齢化して、若い方がいない。猟銃を持っている人は何人いるんだろう。私も持っていたんですけど、危ないと思って、返した。そういう人がたくさんいるんですよ。ですから、若い人たちにも狩猟免許の取得をできるようなことをしないと、今、イノシシ防護柵をやっていますけども、あれで大分助かっています。ですから、そういうことも勘案しながら、その狩猟という有害鳥獣の駆除というのを考えていただきたいと思います。

私の質問の3項目目のこの漂着ごみの問題は可能性がありませんので、取り止めになります。

以上で終わります。

○議長（勝山浩平君）

以上で、9番、奥田忠廣君の一般質問を終わります。

次に、2番、重信安男君に発言を許可いたします。

○2番（重信安男君）

皆さん、おはようございます。

季節も、暑い夏がやってまいりました。現在は梅雨時期となっておりますが、本村において大雨等による災害被害がないことを願っております。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

まず、1点目に、企画観光課設立後のこれからの進展状況、これまでの経過についてであります。

今月で新設課となり1年を過ぎましたが、西郷どんブームで本村は全国的に知名度がとて上がりました。今年度はどのような企画を立てているのか楽しみにしております。また、新たな計画等はあるのか、答弁を求めます。

次に、本村は、東シナ海を見下ろす公園や観光地が至る所にあります。陸地から見る広々とした海、特に夏場は夕日を見ることができ、とてもきれいです。

そこで、逆の発想で、海から眺める大和村も将来を見据えた観光につながると思うが、当局の見解を求めます。

次に、観光客の受け入れの対策について現在どのように行っているのか。

今現在、NPO法人TAMASUが中心となり、年間を通し、とても活躍されています。これからの観光業と委託管理についてあまりにも頼りすぎではないかと思うが、当局の答弁を求めます。

2点目は、奄美大島本島へ陸上自衛隊が奄美市と瀬戸内町に配備となり、人口増加や産業効果にとてつながっております。我々大和村としても大和村防衛議員連盟なるものを立ち上げ、自衛隊員の家族を少しでも呼び込むことができれば、人口増にもつながるし、災害対策にもいち早く対処できると思い、他の自治体の議員と共に協力をし、活動を行っております。

本村として、これから先、防衛省に対し、どう向き合っていくのか、率先して協力されるのか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、自席にて再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの重信議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の企画観光課設立後の進展状況及び経過についての御質問でございますが、1番目の昨年度は西郷どんブームで大和村の知名度が上がり、国立公園の指定、また体験型観光の取り組みなどにより、大和村を訪れる観光客が増加傾向にございます。

これらの課題は、いかに訪れた観光客の滞在時間を延ばし、村内への経済効果を向上させられるかが課題となります。滞在時間を延ばし、経済効果を得るためには、村内の観光関連事業者が連携し、また連携することによりメリットを生かす理念を持つ必要があるというふうに考えております。

この理念を具体化する組織として、先月30日に大和村集落まるごと体験協議会が設立をされました。この協議会は、村内の食事、宿泊、体験観光を提供する事業者を中心に組織をされており、メリットとして挙げられますのが、大和村の一元的な観光情報の発信及び受け入れのワンストップ窓口の設置による観光利便性の向上にあると思います。食事、宿泊、観光体験を紹介し、パッケージとして提供可能となることで、村内での滞在時間を延ばし、経済的効果が生まれることが期待をされると思います。

また、滞在時間の確保につきましては、既存宿泊事業者の更なるおもてなしの向上や新規宿泊事業者の掘り起こし、開業支援を行うことを目的に民泊開業セミナーや先進地研修等を実施し、観光受け入れ基盤の整備を図ってまいりたいと考えております。

2番目の陸から眺める海もいいが、海から眺める大和村も良いと思うが、将来を見据えた観光につながるのではないかとのことですが、村内の事業者からも昨年のシマ博に、シーカヤック、周遊ツアー、サンセットクルージング、海岸線の地形を眺めようという海から眺める地形を楽しめるメニューが出されたところでもございます。

また、先月、5月21日に、先ほど申し上げました大和村集落まるごと体験協議会設立に向けた勉強会が開催をされまして、その中で事業者から大和村観光の有力なコンテンツとして海からの眺望及び海中の眺望を活用した体験メニューの創出を図る必要があるとの御意見も出たところがございます。この御意見から透明で海中の様子を見ることができ、かつ海上から陸地を望むことが可能なクリアカヤックを活用した体験メニューの案もほかの出席者からも出されております。このような地域資源を活用した観光は、滞在型観光に有効なものであると考えているところでございます。

次に、3番目の観光客の受け入れ体制はどのようになっているかとの御質問でございますが、1番目の御質問に説明してありますように、大和村集落まるごと体験協議会の活動によりまして、体制の強化に努めてまいりたいと考えております。当協議会を中心に観光利便性の強化による交流人口の拡大を図り、観光振興につなげ

ていければというふうに考えているところでもございます。

2点目の大和村防衛議員連盟の発足を予定しているが、本村として今後率先して協力できるかの御質問でございますが、自衛隊につきましては、総務課のほうに募集事務の係りを配置しており、隊員の確保に協力しているほか、隊員の家族会の組織もございまして、毎年、総会を開催するなど、親睦も深めているところでもございます。また、新入隊者がいた場合には、壮行会も私どもで計画しながら連携を図っているところでもございます。

平成29年3月には、九州防衛局が大和村名音地内の村有地へ無線通信施設を整備したいとの依頼もございまして、議会の皆様にも説明をいただき、同意をいただいたところでもございます。これまでいろいろと自衛隊の活動につきましては協力を村としても図っているところでもございます。

大和村防衛議員連盟への協力につきましては、活動状況を見ながら判断をしていかなければならないというふうに考えるところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（重信安男君）

まず、企画観光課についてちょっとお伺いいたしますけど、西郷どんブームですね、先ほど言いました。去年から比べれば、何か車等も全然少なくなっていて、全然駐車場が活用されていない。今、新しく造っている駐車場もまだ全然できていないし、利用されておられません。

何か毎日通って、車が全然少ないものですから、ブームもだんだん下がってきているのか、ちょっとそこでインパクトのある何か宣伝をしないといけないかなと思っていて、ちょっと私の大和村の先輩なんですけど、村長の後輩にあたる人なんですけれども、鹿児島県でも一番似ているんじゃないかなという方がおられるんですよ、西郷隆盛にですね。その方にちょっと会うことがありまして、その方とお話をして、もうちょっと宮古崎とか大和村を宣伝するのに協力していただけないかなということをお話をしたら、本人が「いいですよ」と、「村からのそういう依頼があったら、何でも協力しますよ」ということを言ってですね。そういった人をちょっと連れて行って、写真を撮って、インターネットとかSNSとかに載せて、宣伝とかしたら、もうちょっとまた宮古崎の復活として観光客とかも来るようになるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

今、議員がおっしゃった、その方というのは、ちょっと私、全くどなたかわからないんですが、どのような宮古崎、大和村をPRできるような考えをされている方なのか。そして、それを発信することによって、更なる観光客の来客などが見込めるのかと、ちょっとお話をいただきたいと思います。

○2番（重信安男君）

似たような人がいまして、それをちょっと宮古崎とかで写真とかを撮って、ネットで配信すれば、本当そうしたらそっくりだったんです。その人。

だから、そういうふうなちょっとインパクトのあるような宣伝等とかもしないと、何もしなくてじゃ、車も今本当少ないんですよ。見てたら、毎日、通っていますけど。

だから、そういうことをちょっと考えて、もしですよ、企画として村がやっていくというのであれば、その本人も協力してやると言っておりますので、その時はまた考えて、その時また私に教えていただきたいんです。ちょっと個人的、名前はまだ言えませんが、決まりましたら、そういう計画をやりますよというのでありましたら、また名前等出しますが、どうですか。

○企画観光課長（森永 学君）

またその方の写真とか、見せていただきたいと思います。それで、検討したいと思います。

○2番（重信安男君）

わかりました。じゃあ、その時は、よろしくお願いします。

次に、宮古崎と言えば、私が小さい頃からササントウって言っていましたが、子どもの頃から一日遠足とかですね、これはちょっと教育の一環として、ちょうど校長先生方も傍聴に来ていますので、遠足とか、昔みたいに今やったらどうかと思うんですが、今そういうことをされていますか、学校の行事として。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

今、各学校におきまして、それぞれで今、遠足なども含めて計画を作成します。その中で、やはり大和村のその自然関係をこうやって体験するために保護センターの職員などを活用したりしながら、こうやって活動ということでしております。

ただ、今現在のところ、割とフォレスト関係の活用が多いと思っております。

またその計画については、また各学校のほうで子どもたちに適したメニューをしっかりと考えて組んでいただいているところでございます。

○2番（重信安男君）

私なんかも小さい頃ですね、行って、御飯を作ったり、カレーを作って、食べたりとか、小学校の頃はやっていて、よく覚えていて、いまだに思い出として残っているんですけど、笹で滑ったりとかですね、今、国定公園だから、できるか、できないかわかりません。そういうことをまた子どもたちにですね、今、バスがあつて、その近くまで行って、そこから歩いていくなり。我々は、昔、ここから学校から歩いていきよったですから。そんな教育一環として、今からそういった行事をしていただければなど。そして、行ったついでにササントウ内の宮古崎の清掃等をしてもらったり、また、ツツジを植えたりとか、笹を植えたりとか、そういう形でやれば、子どもたちも自分たちでやっぱりつくっていく国定公園ですので、大事にしていくのではと思いますので、それをちょっと今から考えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

今、重信議員からありましたように、私も小さい時に、遠足などでそこに行った経験もあります。確かにいい所だと思っています。

大和村のそういういい所は、やはり子どもたちに伝えたいということで、大和村としましては、大和っ子スクールなどを活用して、ササントウ、宮古崎のほうへも行くことなども、今までも行っております。

フォレストとあわせて、田畑佐文仁そういうのもあわせたりしながら、大和村のいい所、そういう文化遺産等を継承するためという形で、そういう企画もしております。実際に子どもたちに見てもらって、ササントウもこういう形でいい所がありますということも、今の子どもたちにも伝えております。また今度もそういう形で、ぜひ子どもたちにもわかってもらうように努めてまいりたいと思います。

○教育長（藤井俊郎君）

子どもたちの見学学習ということでお答えしたいと思います。

大和村の子どもたちに郷土に愛着と誇りを持たせることを地におきながら、向こうのフォレスト等の見学とか、野生生物のそういった高倉とか、ウラジロガシ林、そのあたりを学校の教育活動、ないし大和っ子スクールでやっているわけですけども、向こうのササントウ、宮古崎は、今までは遠足で行く、小宿小学校から、中学校からもですね、向こうから歩かせて、宮古崎を見学したこともある。ただ、難題が一つありまして、トイレがないことがあったんですけども、今はトイレが設置されていますので、校長先生方もお見えですけども、やっぱり大和小中学校の場合は、途中、歩いて、向こうのササントウ、宮古崎、それから西郷隆盛の蘇生地であ

る、そういうことが可能になってきましたので、そのあたりも含めながら、本村に愛着を持つように、校長先生方と連携を取りながら、しっかり進めたいと思います。

○2番（重信安男君）

ぜひ、教育長、子どもたちのためにやったほうがいいと思いますので、いろいろと観光をめぐるじゃないですけど、そういう形でぜひやっていただきたいと思います。

次に、海から眺める大和村ということで、村長が先ほどもいいことばかり言ったんですけど、大事なイルカウォッチングとか、クジラウォッチングなどがちょっと言っていないくて、そういうのも取り入れたらどうかなと思うんですけど、どうですか。

○企画観光課長（森永 学君）

クジラウォッチングなどは、大和村のほうでは現在行っていないんですけど、ほかの事業者など、ほかの市町村ですね、やっております。ぜひ大和村のそういう遊漁船舶、そういう免許を持っている事業者、そういうものとかも挑戦していただければいいのではないかと考えております。

○2番（重信安男君）

ほかの市町村は、やっぱりクジラウォッチングとか、イルカウォッチングって、新聞等によく載っていますよ、観光客を乗せて。大和村も、わりあい私も海に行くんで、よくクジラとか見るんですよ、イルカも。本当もったいないなと、ずっと前から思っていたんですけど。そういうのもちょっと観光の中に大和村も確立するようにして入れていけば、観光客というのはそういうものは求めて、こういう南の島とかに来ますので、もうちょっとそういうのを考えて、企画も出していったほうが今からいいと思います。

もう一つ、私は、またグラスボートですね、グラスボートというのをちょっと今計画を立てているんですけども、そんな古仁屋とかみたいな、大きな二、三十人乗れるグラスボートまでいらないと思うんですよ。家族四、五人が乗って、1時間ぐらい珊瑚とか魚とか見てもらう、非常に小さなグラスボートでもいいと思うんですけど、私、ちょっと今計画を立てているんですけども、そういったことも今からやっていって、観光客にアピールすれば、それは観光客なんかはそういうのを喜んで来ると思いますので、それもちよっとまた入れとって、片隅にですね、企画として入れとっていただきたいと思います。

それで、そのグラスボート等なんですけど、船を造るにはまた下に強化ガラス等を入れたりするものですから、新造船といたら、また何千万円とかかかりますので、中古の船等にその強化ガラスをつけてやるとかいう、だから、そういう補助金等とか、そういうのは、今、漁業関係では燃料と漁具ぐらいしかないんですけど、そういうのもできるんですかね。

○産業振興課長（郁島武正君）

今、産業振興課で漁船関係で行っている補助事業につきましては、重信議員がおっしゃるとおり、漁に伴うものということでございますので、観光関連になりますと対象外になります。

○2番（重信安男君）

その船を、大和村の漁民を対象にして、遊漁船を持っている方がいっぱいいますので、漁業はしていないんですけども、船が遊んでいるのがいっぱいあるんですよ。そういうのを活用して、組合みたいなのをつくって、持ち回りみたいにして、やったりとかしたらどうかと思うんですよ。そういうのも今度、助成金をみるなりしてくれば、やっぱり船を遊ばせて置いておくのではなく、そんなふうに使えるのであれば、漁業関係者の方も興味が出て、やっていただけるんじゃないかなと思うんですけど、何とか助成をつけるような形にもっていきませんか。これ企画観光課でいいんですか。企画観光課で、そういうやるのであれば。

○企画観光課長（森永 学君）

今、ここで聞いた話でございますので、ここでやるとか、どうか、ちょっと判断できませんので、今ここでお答えすることができません。

○2番（重信安男君）

今、言っていることは、おかしいと思うんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

いろんなアイデアを出されていることは全然いいと思います。

○2番（重信安男君）

真剣に考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、私もよく宮古崎の沖に魚釣りに行くんですけども、海から宮古崎を見て、とてもきれいですが、一部ですね、赤土が見えている所があるんですよ。やっぱり強風で、冬場の強い風で風化して、崩れてくる。ああいう所のり面とか、そういうのは国定公園ですから、どうなんですか。できるんですか。

○議長（勝山浩平君）

ササントウのほうということですか。宮古崎側。

○2番（重信安男君）

宮古崎の赤土が見えている所が崩れて、それをおいっとたら、どんどん崩れていきますから、のり面保護ができないかと思うんですよ。

○建設課長（前田逸人君）

のり面保護、そうですね、国定公園内ののり面保護と言われまして、建設課のほうでは、いろんな道路とか、住宅被害があったのり面とか、あとそういった交通の面で支障がある所によっては災害でやったりとか、あと単独事業でのり面の保護をしたりとかはしているんですが、国定公園内ののり面保護というのは、ちょっと再度こちらのほうで1回問い合わせて、できるかどうか、ちょっとまたこっちのほうで検討したいと思います。

○2番（重信安男君）

それは早くしないと、おいっとたら、どんどんどんどん崩れていって、宮古崎のササがまた崩れていって、景観的におかしくなるので、それはちょっと早急に国に確かめて、のり面をやったほうが良いと思います。それはちょっとお願いしておきます。

次に、観光客の受け入れ体制なんですが、現在、大和村に来る観光客で年間何人訪れているのか、大和村にですね。また、どこへ観光に行っているのかとか、大和村のどこが良かったのかとか、そういうのを観光客に調査をして、アンケートとかを取って、調査したことありますか。

○企画観光課長（森永 学君）

大和村独自ではないんですが、ちょっと今資料は持ってきていないんですけど、シマ博、それで大和村に何名来たかというデータはございます。

○2番（重信安男君）

どのぐらい、今来られていますか。

○企画観光課長（森永 学君）

すみません、そのデータをちょっと今手元にありませんので、後で下でも、昨年シマ博のそのデータはお見せできると思います。

○2番（重信安男君）

大和村のどこに観光に行ったとか、そういうのも全部載っているわけですね、そのデータの中には。

○企画観光課長（森永 学君）

すみませんが、それシマ博に参加したというあれでして、どこにとかまではありません。

○2番（重信安男君）

今から大和村を観光地として、していくんであれば、そういうのを行政がもうちょっと企画観光課がちゃんと把握していて、そういうのを観光客に教えるなり、アンケートとか、そういうパンフレットを配るなりとか、いっぱい来ていますよ。そういうのとか、やったりしたほうがいいんじゃないですか。

○企画観光課長（森永 学君）

宮古崎と湯湾岳の登山道入口のほうにはカウンターを設置して、その人数はわかっています。ほかの観光地などがなかなか、あとは、フォレストポリスとか、野生生物保護センターとか、その2つは聞き取り、あと村内の宿泊業者のところには聞き取りなんです。ほか公園とか、あのあたりのほうが今、人数が把握できていないところになります。

○2番（重信安男君）

やはり観光客、役場におたつてわからないんですよ。直接、現場と観光地に行って、観光客と話をしたり、大和村のどこがいいんですかとか、そういうこともちゃんとしたほうが、私は後々いいと思いますよ。その点、よろしくまたお願いします。

次に、2点目の陸上自衛隊に関してなんですが、今月の18日に全員協議会におきまして、正式に大和村防衛議員連盟というのを発足することができました。賛同された議員の方々、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

まず、第一に私が自衛隊に強く言うことは、この奄美を守っていただくというのが一番大事なんですけれども、それよりも世界が一番怖がっているということは、自然災害だと思うんです。世界、どこでも、日本のどこでも、とにかく自然災害で大変なのがずっと起きておりますので、そういうのを、私、何とか大和村も以前、奄美豪雨で孤立して、大変なことになったことがあるんですけども、その時に大和村の消防とか、やっぱりいますよ、消防団とか。だけど、人数も限られていますし、警察は1人しかいませんしね。だから、そういうことで自衛隊さんに基地を造れとか言っているんじゃないんです。早くリフォームとか、空き家改修をして、自衛隊さんの家族を呼び込む体制をつくってほしいんですよ。1世帯でもいいですよ、子ども連れの。そうすれば、学校の子どもの数も増えますし、もし10世帯とかでも来ていただければ、子どもは2人で20人ぐらい増えるわけですよ。隊員が10人お

れば、何かの災害のときにいち早く対処ができると。だから、私はそれをずっと今までこの防衛議員連盟になる前でも、私はずっと参加して、いろいろお話をして、協議をしてきました。

そこで、私は、防衛事務官の災害調整官というのが来まして、その方とちょっとお話をして、「大和村は、昔、こうやって孤立した」と、「自衛隊が来るのも遅くて、大変でした。だから、何とか自衛隊員さんを大和村に住めるようにできますか」と言って、相談したことがあるんですけど、そうしたら、自衛隊、その調整官は、隊員は、官舎に住んでとか、そういうのじゃなくて、そういう地方、地方の田舎に住みたいという家族がたくさんいますよと。ですので、私たちはその方たちを呼びたくて、一応そういう質問をしたんですけども、村長、どうですか。

○村長（伊集院 幼君）

我々は、自衛隊とのかかわりをどう思っているかというのは、議員がおっしゃるように、災害時の対応で協力体制をとらなければならないということで、今年から自衛隊も防災訓練に入っていて、一緒に大和村の地理的条件等のことも把握する中で協力をお願いしようということもやっております。

議員がおっしゃる、その隊員を大和村に呼び込む仕掛けも、私も自衛隊がこれまで来るたびに、大和村出身者はできるだけその地域に住ませるようにできないかという願いもしております。

しかしながら、自衛隊のほうではやはり配備された施設から何キロ圏内に隊員が住まなければならないという決まりもあるようでございますので、そこは強制的に我々があまり言えないところなのかなということは自衛隊からも聞いているところでもございますので、今後、やはり村民の若い人たちが自衛隊に入っていれば、そういう人たちが後々自分の地元に戻ってくる。また、地元に住んでいただくことも可能なのかなということは、これからも自衛隊の関係者に我々もこうして声掛けをしていきたいというふうに思っております。

○2番（重信安男君）

本当ですね、そうやって私もそれが第一の目的。自衛隊を呼んで、人数を増やす。そして、災害のときにすぐに災害対策をしていただけると。それを私は、だけら、常に思って、この一般質問したんですけども、我々と龍郷町と宇検村だけですかね、何の関連がないのはですね、自衛隊に。ないんですけど、龍郷町は、そうやって自衛隊員さんが荒場地区とかに家族で住んでいらっしゃるんですよ。そういう所に住んで、今の自衛隊の官舎から私も時間等をちょっと聞いたら、30分以内

とか言ったんですけど、30分以内はちょっと無理かなと思ったんですが、トンネルとかできれば、もうちょっと早く行けるんじゃないかということで、もしそういうときにその調整官に可能であれば、「ぜひこの大和村に住まわせてくれ」と言ったら、「もしできるのであれば、我々もそういう体制をつくる」と。「そういう住む、空き家改修なりして、受け入れ体制を協力してやりますから」と言ったら、「そうしていただけるのであれば、こちらとしても助かります。うれしいです。ありがとうございます」、反対にお礼を言われました。

だから、今からは、そうやって、やっていきたいと思いますので、行政のほうもこれからも防衛議員連盟に対することに対して、協力をよろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（勝山浩平君）

以上で、2番、重信安男君の一般質問を終わります。

しばらく昼食などのため、休憩をいたします。

なお、お昼からは、13時30分から再開をいたします。

午前中、傍聴にお越しただいて、ありがとうございました。

-----○-----

休憩 午前 11時37分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告になりますが、会議録署名議員の2番、重信安男議員から欠席の届け出がありましたので、3番、藏正君を署名議員に追加指名いたします。

午前に続きまして、一般質問を行います。

次に、1番、前田清和君に発言を許可いたします。

○1番（前田清和君）

皆様、こんにちは。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります村営住宅管理体制について質問いたします。しばらくの間、お付き合いいただきますようお願いいたします。

まず、1点目は、住宅費の滞納整理についてお伺いいたします。

先日の令和元年度大和村一般会計補正予算において、本村の歳入歳出予算の総額

は1億3,660万8,000円増額の29億7,027万2,000円と修正されたところであります。

本村における財政状況は約85%を依存財源に頼らなければならない中、本村の歳入の約52%を占める地方交付税においても、平成23年度以降は減少傾向にあり、今後も財政運営は厳しい状況が続くと予想されております。そのような状況の中で、本村の財政運営上、必要不可欠は村税などの自主財源の確保であります。

そうした状況の中、自主財源確保に当局の皆様方も平成29年度からはふるさと納税サイトを活用し、寄附金のPR、また昨年、平成30年度は民間企業と連携し、村独自の黒糖焼酎「開饒」を完成させるなど、自主財源の確保に努力されていますことに感謝しているところであります。

しかしながら、一般会計の滞納額は、平成28年度1,278万円余り、平成29年度は1,156万円余りと、全体では122万円余りと大幅に減少していることについては職員の努力が見られ、大変喜ばしいことであります。

また、住宅使用料の滞納額についても、平成28年度に比べ、平成29年度は約50万円近く減少していることは大変喜ばしいことでありますが、それでも約1,000万円余りの住宅費の滞納が見られます。

村長も、この滞納整理については、毎年、毎年、頭を悩めておられることとは思いますが、ここ近年の徴収のやり方では改善策にはつながっていないように思われます。住宅費の滞納整理において、村長は、今後どのような対策をお考えなのか、打開策があるのか、村長の答弁を求めます。

2点目は、村営住宅入居者は、住宅入居の際、村当局と誓約書を通じて、規則の規定を堅く守り、連帯保証人との連署をもって誓約するとあるが、果たして規則が本当に守られているのか、またそのチェック体制はどうなっているのか、お伺いいたします。

村内には、2戸数から4戸数の住宅が村内に46棟ほど建てられていると思いますが、入居者の方々を拝見しますと、若い世代の御家族から一人住まいの高齢者の方まで幅広い住民の方々が住まわれています。

私自身も、現在、村営住宅に住まわせていただき、隣近所お互い同士、住みよい生活環境の中で生活させていただいております。

しかしながら、住民の中にはそうした気持ちになれない方々も多少おられるかもしれせん。

村営住宅に入居している以上、誰しもの思うことは、お互いがより住みやすい環境の中で毎日を送ることを願っているのであります。

そうしたことを考えてみても、村営住宅入居者は、規則は規則としてルールを守る義務があると思いますが、現状どのようなになっているのか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの前田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、村営住宅の管理の御質問でございますが、住宅使用料の滞納整理につきましては、まず電話・文書等により年間を通して納入指導を行い、それでも滞納状態が続くようであれば、臨戸訪問及び来庁依頼を行い、納入指導を行うとともに、必要に応じて連帯保証人に通知をしているところでもございます。それでも滞納が解消されない場合は、連帯保証人への請求や住宅明け渡し請求を行う旨を記載した警告書を送付し、納入指導を行うとともに、退去勧告を行うこととなっているところでございます。

また、滞納者が多重債務者である場合は、本人の財産処分について面談を行うようにしております。過去においては、財産処分を行い、滞納を解消した事例もございます。

村といたしましては、1カ月、2カ月の短期の滞納者に対しましては、適宜納入の指導を行い、長期滞納者となることを防ぐとともに、長期滞納者につきましては、連帯保証人とも連携を図りながら、月の家賃を納入し、さらに滞納分を支払う分納を履行確実な額を協議の上、誓約をさせまして、納付履行の指導を行っていくことなどにより滞納額を減らしていきたいというふうに考えております。

また、私どもも、滞納者におきましてはさらに財産処分ができるかどうかということも調査をしながら、我々も滞納の解消をするには財産処分をしていただいて、少しでも滞納が解消できる対策も取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

次に、公営住宅の入居者についての規則でございますが、入居後の規則のチェック体制につきましては、すべてを把握できていない状況にもございます。

平成29年度におきましては、村営住宅と教員住宅の全入居者に対しまして住環境の改善のためのアンケート調査も実施をしたところでもございます。そういう中では、入居者との誓約書に基づいたしっかりとしたルールが守られていないこともございまして、我々もただ文書で連絡するだけでなく、出向いて行って、しっかり

とした面談をする中で入居に沿った誓約書を交わした中でのルールをしっかりと守っていただきたいというふうに考えておりますので、その件につきましては、村営住宅への入居時における入居者に対する条例及び施行規則を遵守する内容の誓約書をしっかりと提出し、そして確認をお互いにしながら、しっかりとした入居基準にあった対応をしていきたいというふうに考えているところでもございます。

まだまだ我々の指導が足りない部分がございますけれども、この件につきましては、粘り強く、しっかりと入居者の皆さんと寄り添いながら、我々もルールづくりに努めてまいりたいというふうに思うところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（前田清和君）

ただいま村長から答弁いただきましたが、担当課長にお伺いいたします。

平成30年度、先ほど28年度、29年度、金額を申しましたが、5月31日で平成30年度の処理が多分済まれていると思います。正確な金額がわからなくても結構ですが、平成30年度の概算、大体幾らぐらい住宅料の滞納があるか、もしわかるのであれば教えていただけますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

平成30年度分については5月31日で締めておりますので、数字は出ております。過年度分が、調定額1,045万6,092円に対しまして、収納額が135万4,652円、未納額が910万1,440円。現年度分につきましては、調定額が4,033万4,600円、収納額が3,865万5,870円、未納額が167万8,730円となり、過年度分、現年度分、合計しますと1,078万170円となります。対29年度比較いたしますと、大変残念ながら32万4,078円の増となっているところでございます。

○1番（前田清和君）

担当課長、不納欠損はございませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

住宅使用料につきましては、不納欠損処理はいたしておりません。

○1番（前田清和君）

今、平成30年度の金額を聞かせていただきまして、毎年9月に決算審議会をしていただいております。その中に、いつも委員会でこの滞納整理について私たち議会も追求しているところではございますが、残念なことに平成29年度より32万円オーバーということ聞かせていただいて、毎年、村長をはじめ、担当職員からその徴

収のやり方、職員一丸となってさせていただくということを聞かせていただいて、今回このような残念な数字が出てしまいました。

先ほど、村長から、滞納者については、電話、文書、そして各家々訪問、さらには連帯保証人、そして警告書、退去勧告をやられています。この大和村の例規集に、3,256ページなんですけど、私、議員にさせていただいて、丸3年が経ちました。この3年間で、まず連帯保証人に請求はされていると思います。警告、法的措置、提訴、強制執行、大和村において、この強制執行というのは今までございますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

過去3年におきましては、そのような法的な措置はしていないところでございますが、それ以前に遡りますと、記憶では法的措置で退去させたという実例が1件ございます。

○1番（前田清和君）

やはり徴収のやり方というのが、私から言うのもなんですけど、職員がよく住宅を回って、訪問されて、声掛けているのを僕もよく姿を見ます。その時に、ああ、住宅使用料とか村税に対して頑張っておられるなというのはつくづく思うんですが、おられなかったら、おられなかったで、チャイムを鳴らして、おられなければ、もう帰り、そういう訪問をされておられるのかどうかわかりませんが、大体その滞納者に対して、年間、各家々の訪問、また来庁していただいたりとか、どういう頻繁にやられているのか、年に一度、二度やっているのか、具体的なそういう実績とかがございましたら、教えていただければと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

全体的には徴収の担当課である住民税務、総務、保健福祉、合同でやる場合もございますけども、それぞれの課で予定を組んで定期的にやっている課もありますし、その都度、その都度、その収納の状況を見ながら、電話なり、呼び出しなり、臨戸徴収なりをしている課もございます。

総務の住宅使用料については、定期的な徴収ではなくて、その収納状況を見ながら、遅れがちの人に連絡する、そのような形でございます。

○1番（前田清和君）

平成28年度、平成29年度でちょっと滞納額が減ったにもかかわらず、30年度は上がったということで、これはやはり行政当局としても今のやり方では全く効果が出ていないというか、そういう自覚はございますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

住宅使用料につきましては、以前は1つの課で徴収関係をまとめたりしていた時期もありまして、また元に戻ったような形になっていますが、ある時期に滞納額がうなぎのぼりというような監査報告で1,000万円を突破した時期がございました。その時期は、毎年、毎年、滞納額が数十万円ずつのぼっていくような状況でございましたが、今の体制になってからは、1,000万円よりどんどん増えていくような事例はなくて、現状維持という表現はおかしいのかもしれませんが、そのような形に、1,000万円を超えた当時の額になって。

今回の三十数万円の増でございますけれども、1,000万円をまず切るというのを目標に職員は取り組んでおりますけれども、現年度分を減らさないと、それは難しいということで、現年度分については特に力を入れて、前年度よりも収納率を上げております。今年度もそのような形でいながら、滞納分も徴収していけば、まずは1,000万円を切る、そのようなのが見えてくるのではないかと考えているところでございます。

難しいところは、過年度分も現年度分も同じ方が滞納をしていらっしゃるということで、現年度分に力を入れると、過年度滞納分に入れる額が少なくなるというような状況で、なかなかこちらの計画どおりに徴収できないのが現状というところでございます。

○1番（前田清和君）

滞納されている方は、前年度分、その過年度分が払えなくて、現状、今年の方も払えていない状態がおられるんだらうなど。そういう方というのは、ためたらためるほど金額が大きくなりますよね。絶対払えないですよ。であれば、もう払えないんだったら、その方にはちょっと厳しいようかもしれないんですけど、これはその住宅を一日でも早く強制退去してもらって、そして違う方に入ってもらうって、また住宅料が見込めるような、そういうのも可能じゃないか。逆に2年も3年も5年もためますと、これ絶対払えない。下手したら、5年経って、例えばその方が高齢であれば、死亡、亡くなったりとか、例えば払えなくて、行方不明になったりとかしますよね。もしそうなったときに、じゃあ、このお金というのは、もう回収できずじまいですよ。不納欠損ですよ。そうなった場合にどなたが責任を取られるんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

住宅使用料につきましては不納欠損できないことはないというようなことにも

なっておりますけども、大和村の場合はしておりませんので、死亡したといたしましても連帯保証人の方がおりますので、その方のほうから請求するというような形になりまして、ですから、そのような方がいれば、ずっと滞納額として残っていく。居所不明者につきましても、ずっと残っているという状況で、なかなか総額が減っていかないというような状況でございます。

○1番（前田清和君）

滞納されている方、私も住宅に住まわせてもらっていますが、まじめに家賃を、使用料を払っている方、そして何年も払えなくて、住宅に住まれている方、その方々双方を比べても、これは払わなくても住宅に住めるんだと。行政は、督促、そういう警告、そういう手段でそういう形をとるかもしれないけれども、払わなくても、じゃあ、住宅に住めるのであれば、じゃあ、私たちも払わなくていいんだと。もしそういう方が出てきた場合、もしかしたら中にはいるかもしれませんが。そういう情報を聞きつけて、あの方は払っていない。だったら、私たちも払わなくても住宅に住めるんだと。そういうふうになっていった場合が大変なことになると思うんですね。であれば、滞納者がそこでお金が回収できないのであれば、これはやっぱりほかの市町村も最近はこの強制執行とか、そういうやはり強く、厳しいようですが、そういうふうによりやっばり周りの町村もなっていると聞きます。

大和村は、いつまでもこんなお人好しの行政じゃありません。財政難の厳しい、自主財源の寂しい村です。その中で大和村という大きな舵を切っているわけですから、この大切な自主財源という確保に対して、やはりたまには、時には厳しい行政当局職員であってほしいなと思うんですが。

○産業振興課長（郁島武正君）

確かに、前田議員がおっしゃるとおり、今のままではそのような風潮といいますか、滞納者の中でも出ていかななくていい、住めるというような状況になるのが一番こちらとしては困りますので、法的措置をとる時期に数年前からきていると思っております。なかなかそこに踏み切れないというのが現状でございます。もう法的措置をとって、退去なり、それなりをしなければいけない時期であるとは考えております。

○1番（前田清和君）

ぜひですね、本当厳しいようかもしれませんが、冷たいように思われるかもしれませんが、これは大和村にとっても本人にとっても僕はいいことだと思います。いつまでもだらだらさせるよりも、滞納額が少ないうちに何とか手助けをするのも、

それも行政職員の、退去することが一つのその方にとっての役に立つことだとも思うんですよ。だから、いつまでもそういうふうにしておいておくのではなく、やはり時には厳しい行政職員であってほしいなというふうをお願いいたしまして、それでは、2つ目の村営住宅の規則と申しますか、例規集の2番の3,234ページに、住宅に入る際には、連帯保証人、また誓約書というものを書いて、その入居者と当局との決まりごとがあると思います。この誓約書の中に7項目の入居者に対しての文言が書いてあるんですよ。

僕が一番直接申しますけど、この7項目全部読ませていただいて、一番気になるのが動物なんです。この誓約書の2番に、「団地内において犬・猫・その他の鳥獣類は飼育できません」って、これ役場職員であれば当然わかっていることだと思います。しかし、その誓約書に反する住宅に住んでいる方が、申し訳ないですけど、集落の中におられるんですよ。それが、例えば犬1匹とか猫1匹、まだ見逃してやろうかなとか、そういう優しい思いもありませんが、住宅に4匹も5匹も、こんな飼っておられる方もおられるということをお聞きします。担当課長、これは把握していますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

村長の答弁にもございましたが、正直なところ、全体、確実な飼育世帯というのは確認していないところです。ただ、近隣の方からとか、苦情等の電話、情報が入りますので、その分については理解しております。公営住宅に住んでいる方全体でどれぐらいの方がペットを飼っているかというのは、今のところ数を把握しきれていない状況でございます。

○1番（前田清和君）

やはり村営住宅は、低所得者、またそういう高齢者のそういう方々が、家がなくて、そういう住宅に住んで、その住宅の中で2戸であったり、4戸であったり、その方々で隣近所、仲良くしながら毎日生活を送っているわけですよ。そういう方々というのは、隣の方が動物を飼っていたり、隣の方々が何かそういうしたりしても、隣近所というのはなかなか言えないんです。思っても、それを言うと、こういう小さな村ですので、これからの生活に支障も出てきます。思っても言えない村営住宅の入居者もいるんですよ。これは、言えなくて当たり前。それを、やはり管理者、村営住宅を管理している当局の方々がそういう声を、やはり困っている方々の声をしっかりと僕は伝えるべきだと思うんですよ。

それが、今、担当課長にしたら、村内に住んでいる住宅で動物を飼っている方を

把握していないという、例えば全く把握できていないですか。そういう動物を飼っているよという、そういう声はあっても、そこを注意したりとか、その方にね、そういうことは今まで一度もありませんでしたか。

○産業振興課長（郁島武正君）

そういう情報が入りますので、総務課長名で全入居者に対して誓約書に書いてある履行というところにペットの飼育は禁止というのを守るようにという通知とかは出したことはあります。

○1番（前田清和君）

滞納整理もそうですけど、やはり3年前、僕は、公営住宅の管理について、この公営住宅は村の財産ですよ。やはり村がしっかりと把握をして、その入居者が今どういう状態であるか、どういう生活環境であるか、そういうどういう生活状況、そういうのをやはり僕は、もう貸したら貸しっぱなし、あとは家賃さえ収入が入ってくれば、あとは好き勝手していいですよ、これではだめだと思うんですよ。だから、みんなこの誓約書を書いても、この誓約書のこれが無効みたいなものですよ。全くルールを守っていないんですから。であれば、やはりその住宅管理者というのは、毎月行けなくても、年に1回、その各村営住宅を訪問、3年前にも言いました、ドアがさびついて壊れている、メーターの扉が壊れている、そういうのも実際どうなっているか、僕わかりませんが、年に一度ぐらいそういう各村営住宅に入居している方に声を掛けて、どういう状況かというのをしっかりと僕は把握していただきたい。

○産業振興課長（郁島武正君）

犬・猫の飼育の件も、住宅使用料と同じような形で、使用料については、あの方も払っていないから、自分も払わないというようなことになると怖いですし、犬・猫の飼育につきましても、向こうも飼っている、それを役場は見逃している、だから自分も飼うというようなのに既になってきていると思いますので、その辺についても、前田議員がおっしゃるように、まず職員が入居の状況というのを、外からの情報だけではなくて、実際に見て回らなければわからない部分もありますので、ペットの飼育だけではなくて、住宅の不具合のところとか、その辺も含めて、アンケートだけではわからない部分も含めて、年に1回できれば確認の必要はあると思っております。

○1番（前田清和君）

最後になりますけど、担当職員も、滞納整理については本当に頑張っておられる

姿は拝見できます。しかし、結果がすべてですよ。29年度より30年度が増えたということも、結果が、これがすべてなんです。この結果をしっかりと村長をはじめ、職員一人一人が自覚と責任を持って努めていただきたい。

また、住宅管理に対しても、借りた入居者は入居者で、やはり誓約書というものを書いた以上は、その入居者にもルールを守って生活していただきたい。ルール違反しているのであれば、当局職員は厳しいようですけど、しっかりと指導をしていただきたい。そうしないと、不平不満が出てきます。あちこちで不平不満が始まってからでは、行政の対応も鈍くなると思いますので、先ほど言いましたように、しっかりと村営住宅管理については、今年からでもいいですから、年に一度、各家々を訪問していただいて、契約書に沿ってちゃんとルールを守って生活されているのか、そういうのを実現できるようにお願いいたしまして、私の一般質問にいたします。

○議長（勝山浩平君）

これで、1番、前田清和君の一般質問を終わります。

次に、6番、民文忠君に発言を許可いたします。

○6番（民 文忠君）

こんにちは。

通告をしてあります2件についての質問をいたしたいと思います。

まずはじめに、職員の早期退職について。

職員ともなると永久就職と思うのですが、早い人で1年から2年で退職する人、または退職まで5、6年残して退職する人、一般の人からすると本当にもったいないという言葉しかありません。本人たちは何が原因で早期退職したのか考えさせられます。長年働き、同僚や後輩または上司との折り合いが悪く、居づらくなったのかと、いろいろと模索をします。

また、長年職員として働き、ある程度の年齢になると昇格などを目標としていたと思います。村長が就任してから、他のところから職員を採用したり、地元の職員がないがしろにされているように私の目から見ると思われます。村長の最大の権利であるので、村長の思うがままでもいいかもしれないが、本当に村長の村民目線にそぐわないと思うが、いかがでしょうか。仕事は大和村、税金は他のところ、本当に村民が喜んでいるとお思いですか。村民の声が村長の耳に届いていないのか。

村長にお尋ねしたいことは、村民目線とはどんなものか。退職を5、6年残して退職した職員をどのように見ているのか。村長に何らかの相談はなかったのか。職

場内の相談などは、この4点について、お尋ねをいたします。

2番目にいきます。村職員の転出することについて。

村長が職員採用について村内に居住してくれることを面接で約束して採用された職員は、私たちからすれば、大和村のためにとどまり、村民のために頑張ってくれるものと思います。子育て支援、人口増加を目的として、いろんな方策を練りながら頑張っている中、大和村の職員は何を考えているのか。村民の見本とならないといけない立場の人たちです。

議会報告会の中でも、大和村の職員が転出することについてよく出ます。このことについて、対策方法はないのかと尋ねることもあります。この返事は、前にも私が質問して、村長からの答弁をそのまま返しています。

村民からも、「村長は、職員採用する時の約束は何なのか。どうなっているのか」と言う村民もいます。自分が職員採用されるまでのカムフラージュに思いませんか。採用され、時が過ぎると、いつの間にか大和村より転出する。これでいいのですか。村長の顔丸つぶれではありませんか。何か村長に相談などはないのか。相談があればとめることもできるが、見て見ぬふりをしているのか。今後の対策方法はないのか。

隣の宇検村では、職員が転出するなら職員を辞めていけとまで話されるそうです。だから、他町村からの職員が1人もいないとのこと。

大和村の全職員が村長の思いを汲み取っていただきたい。私が聞きたいことは、村長との約束はどうなるのか。強く出ることはできないのか。村外から通勤する職員は昇格などをさせないように考えられないのかということをお聞きしたいと思います。

自席のほうから、また質問があれば、したいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの民議員の御質問にお答えをいたします。

まずはじめの役場職員の早期退職についてでございます。職員として採用されても、数年で退職する職員や、退職まで数年残して退職しているがという御質問でございますが、以前は役場に採用されますと定年まで勤め上げるという考えが大半でございましたが、現在は一概にそうでないと感じているところでございます。

入庁いたしまして、数年経ち、以前の職や新たな職を希望する事例、家庭の事情など、退職の理由も様々でありますので、一概に申し上げられないところでもございます。

しかしながら、職員が退職を申し上げたときには、我々も引き止めをしながら、頑張っていたらこうということも申し上げておりますけども、なかなか職員としての頑張る意欲と申しますか、それがなかなか通じていただけないということもございまして、退職をなされている現状にございます。

また、退職まで数年残して退職する職員につきましては、平成26年度から早期退職者制度を実施しているところもございまして、早期退職者により退職金が上乗せする優遇措置を受けるために退職する事例も多いというふうに感じているところでもございます。

そういう中で、私に対しての不満はないかとの御質問でございますが、大和村役場に限らず、すべての職場において全く不平不満のない職場は存在しないと考えております。勤務条件や人員配置、職場の人間関係などで多かれ少なかれ不平不満はあるものではないかと理解しているところでございまして、その不満等を少しでも解消するために管理職と一緒に職場の改善に努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の職員の転出についてでございますが、職員採用試験の募集要項には、「採用後、大和村内に居住できる者」と明記しているところでございます。それは、村内に居住することが可能な者であって、村内に居住しなければならないという意味でもございませぬ。

憲法22条にも居住の自由が謳われている以上、強制のできない問題もございませぬ。我々としましても、一応村内への居住について、面接時においてお願いをしているところでもございます。そのようなことで、ほとんどの職員が村内に居住をいたしますが、家庭の事情等によりやむなく転出をしなければならないという事例もございまして、我々も一時期許可せざるを得ないということで了解をしているところでもございます。

しかしながら、長期的にそれを認めているものではなく、我々も後々家庭の状況が改善されれば、村内に居住をしていただくということも申し上げながら、御理解をいただいているところでもございます。

職員が村外へ転出する際には、まず主幹課長へ報告をし、次に総務課長へ、そして最終的には私のところにくるようになっております。村といたしましても、議員の御質問にありましたように、人口減少対策といたしまして、各種定住促進施策を実施しているところでもございます。そのような中、村の職員が村外へ転出するという事例は一般の方から見れば納得できないことも理解はいたすところでございませぬ。

す。そういう我々も強制できない問題であるから、一概に村内に住まわせないということじゃなくて、我々も粘り強く他市町村に住んでいる職員につきましては、お願いをする中で、職員として頑張っていたらこうというふうに考えております。どれも、職員の働きやすい環境づくりも、住みやすい環境づくりも、今後とも努めることが大事ではないかというふうに考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（民 文忠君）

ただいま村長から答弁をいただきましたが、村長、この1、2年で退職する職員、その方々は村長に何らかの相談をしていると思うんですよ、私は。その方々が辞めたということも、いろいろその人から話を聞いてきたところで、やっぱり自分の体力とか人の関係とか、そういうのに私は負けたんじゃないかと思うんですね。だから、前も藏議員は、役場庁内の職員のケアとかいう言葉も出とったと思うんですよ。そして、助けを求めるところで助けがならなかったのかなという思いでおりますね、私は。そういう話も村長の前にはきいておるんですか。聞こえますか。なかなか村長の耳にいろんなことが聞こえるということはないと思うんですよね、あまり。一般の人からの声なんかが村長にすんなりと入ってくるのであればなんだけども、やっぱりこの言葉なんかは、議員から耳に入って、村長なんかの前で一般質問をし、いろんなただしていくんだけど、なかなかそれができないということが残念でならない。

そして、もう一つは、この5、6年を残して、村長、辞めるというあれは、村長が言うように、退職金とか、そういう問題じゃないと思うんですよ。その人なんか、心の悩みがあったと思うんですよね、村長。聞こえなかったですか、村長なんかには。私はそう試してみますよ。後々5、6年働けば、幾らかの金も儲けますよ。そういうところで5、6年残して、子どもたちもまだいるはずの人たちですが、やっぱりそういうのに、村長の職員採用時とか、そんなのにも嫌気がさしたんじゃないかと私は思うんですね。村長の耳に入らないと思いますよ、そういうこと。そういうこと聞こえましたか、村長。

○村長（伊集院 幼君）

そういう声は、私は聞いておりません。そういう中で、我々も、さっきから申し上げておりますように、本人には、家庭の事情があるにしても、やはりもう少し頑張ってもらえたらというお願いをしながら、我々もやっております。

また、この職員のメンタルにつきましては、産業医でございます小川先生も通じながらケアをどうしていくかということも、保健福祉課を中心に対応しながら、我々も今やっているところでもございまして、それぞれ職員の相談はあるようでございます。これは個人情報がございますので一概に申し上げられませんが、やはり困りごとや相談をしている職員も中にはいるということでございます。

○6番（民 文忠君）

小川先生などを利用して、メンタルを今していると。過去はしていなかったということですか。今はしているということですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは、以前からしていることでございます。5、6年前から始めております。

○6番（民 文忠君）

そうしたら、藏君が質問した頃からしているということですね、ケアの面は。

○村長（伊集院 幼君）

そのとおりでございます。

○6番（民 文忠君）

はい、わかりました。

それと、村長、村長目線と村民目線との違いですよ。私たちが見た目と村長の見る目とが、村民目線にずれていないかという思いがあるわけですよ、私は。私の場合、ほかの人はどうか知らないですよ。村長、村民目線というのを村長はどのように考えておられますか、村民目線について。

○村長（伊集院 幼君）

私がいつも村民の前で申し上げるのは、やはり村民の声を拾い上げながら、村政を進めていくこと。そして、大和村にあった政策を打ち出していきながら、村民に理解を求めていくことであるというふうに思っております。

○6番（民 文忠君）

全く村民に理解を求めるというのは当たり前のことだと思います。

そして、村長、私が言わんとすること、ここにも何名かの人が、奄美市から通勤をしている職員がおりますよ。その方々、村長が村民目線と言えば、大和村民の目線ではないという思いですよ、私は。本人なんかお前と言うのも、きついですよ、私も。言えば、嫌われますよ、そんなことを言ってと言って。けども、やっぱり村民の声があるものですから、ただ聞いておけば、いつか村長、いつか人が来た時は、「村長に質問したけれども、これは村長目線、村長がそう言ったから、村

長に聞きなさいよ」ということでも言えるから、私は聞くんですけど。

この村長が就任してから、ここに三宅君がおるけれども、三宅課長が村に入ってきた。それがなぜだろうかという人もおります。そんなことも村長の耳に入っていないと思いますよ。それが、そんなのが村民目線なのか。村民から聞けば、村民目線じゃないと思いますよ。かけ離れていますよ。これは、村長の目線だと私は思います。「村民目線、村民目線」と言うわりには、そういうのもやっぱり気にしながらやっていかなければ、やっぱり村民は納得しないと思いますよ、村長。村長からしてはいいことであつたかもしれない。本当にいいことかもしれないですよ。この早期退職した人なんか中にも、やっぱりあとは課長に推薦されないかなと思ひながら働いた人もおるでしょう。けれども、パッとよそから来た人が課長に居座って、何年もおるといふこと。そんなことしたら、やっぱり職員として嫌になりませんか、村長。

村長の権限である。これは村長の権限でありますよ。村長の特権でありますから、別に私も言うのも遠慮しながら言いますけれども、村長の本当の声を村民の前でそういうことを言えるかなど。村長、村民の前でから、村長、これ本当、これ村民の目線ですかと私は言うと思うんです。言う必要があつたら。遠慮して言わないと思うんですよね。

だから、5、6年も残して、辞めていかんばならないという人は、やっぱりそういうのに嫌気がさしたり、やっぱり村長が言うように、相談をしたけども、村長は相談にのったりしとるけどもと言うけども、やっぱり本人にしては、どっかに嫌な気持ちがあつたんじゃないかなという思ひで私は見ております。村長なんかには、忙しいから、村長なんかあちこち走り回っている人だから、なかなかそういう人の耳に、課長とか、副村長なんかと話しておるかもしれないけども、なかなかそういうあれは村長の耳に届くのも遅いはずだし、どうかなという思ひで私は見ていますよ。

それと、村長、今、奄美市から通っている職員、この村長が言われたように、憲法の22条ということであれば、居住はとめられないということでもありますから、だったら村長のこの約束事は何だったのかということですよ。採用試験をする第一の、これ大和村に居住をするということが約束じゃないですか。村民はそう見えていますよ、村民は誰もが。「居住、何で簡単に役場の職員なんか簡単に出ていくのよ」とやっぱり言う人もいますよ。

私だけか知らないですよ、それは。ほかの議員なんかがどのように見ているかも

わからないですよ。私は、聞いたこともないし。だけど、やっぱり中には職員なんかが簡単に大和村から出て行く、そういうのは腑に落ちないんじゃないですか、議員の方々も。

その場、その場であれして終わるのもいいんだけど、あとが続かなければ、やっぱり後で足をとられるとかですね、そういうのがありますので、やっぱり質問、前田君が質問した時でも、ああ、あの質問は、自分がした時に言った言葉と全然違っているねと私は聞いていますよ。だから、なかなか役所の仕事かなと、その場限りで、その場を言って終われば、もうあとは知らんそう。そしてまた、どの議員かがまた同じ質問したら、また変わるような気がするんですよ。一貫性がないじゃない、一貫性。前田君がした質問を私もしておりますよ。動物とか、かわいそか、どうにかしてくれと言うけども、なかなかそれもできないじゃないですか。ただ、その場を言って、その場が終わればいいんだよというような感じしか受けない。

家賃滞納にしてもそうです。以前からずっとしておりました。私はあきらめて、家賃滞納もしないようになりましてけれども、今日は、清和君が一般質問するもので楽しみにしておりましたが、なかなか思うように返事もいい返事じゃなかったかなと、いい返事をもらっていないんじゃないかなという思いしております。

村長、村長には相談はなかったかということは、相談があったということですね。相談、この辞める職員が相談をしたということ。

○村長（伊集院 幼君）

相談はありました。その中で、我々も、さっきから申し上げておりますように、やはり村の職員として頑張ってもらいたいというお願いをしながら引き止めているのがありましたけれども、本人などは辞める意思が強かったということでございました。

○6番（民 文忠君）

辞める相手が弱かったろうと言わなければならないような感じがしますけれども、やっぱり村長への不満もあったかなという思いで私は見ております。

村長、そんなに言わないと、村長、自分に不満があったから辞めたのよなんて言えないですよ。だから、村長、今からはやっぱりいろんな大和村の村民の目線、何かにするにしても村民の目線を気にしながらやっていただきたい。そうしないと、いつもまた、いつか誰かがまた同じ質問をするかもしれない。村長がロンドンとパリを向いたりをこなして、こなした目があっちとこっちと向いたら、ロン

パリを向いているような感じでいったら、村民目線じゃないですよ、これは。村民目線は、私たちと高さでどれくらいぐらいの高さに、人の見る高さじゃないですか。やっぱりなかなか人によって違うかもしれないけども、私は村民が納得をすることが村民の目線。100%になることはないと思っております。これだけ言うておきますね。はい。今日は、これで終わります。

次に、村職員の転出について。

約束はどうなるのかということは、村長は、憲法に定められていることということで、ずっと前もこの憲法に定められていることで何もしないけれども、職員採用する時の村長のこの職員に大和村に居住することということで採用条件をしていると思う。これは、私もそうだろうと思うけれども、法律で居住の何とかかとかがあるもので、それが村長に対しては、地を見たという思いであります。

けれども、村長、この村長が約束してできないことだったら、約束なんかいらんいですよ。約束なんかいらん。だったら、よその島からみんな役場職員を採用したらいいんじゃないですか。村長の少子化とか、人口増とか、一生懸命頑張っているのはわかるんですよ。けれども、子どもなんかちょっと大きくなってきて、これはそろそろ学校あがる頃だなと思う頃にはもう出ていくとか、そんなのがありませんからね。

そして、本当に今からは、村長、大和村に住んでいる人だけ、試験なんかして、大和村においたらどうですか。よそから来る人なんかいらんいですよ。給料はもっていくは、何も大和村あてに恩恵がないじゃないですか。それは、私なんか見たら、ばかだからそういうかもしれない。魂がある人は、どうのこうのって考えるかもしれない。私たちみたいに、イノシシみたいなもんですからね。大和村が人を採用して、大和村の人だったら、大和村からあまり出ないと思うんです。嫁さんが内地から来た、なんじゃかんじゃしとる人なんか、嫁さんにひかれていくんですよ。だから、大和村の人を採用。大和村の人だけを採用するとかいうこともできないと思うんだけど、本当やばな言葉と思いますよ。

村長、どうですか。約束は、守らんでいいんですか。とにかく約束、守らんでいいんですかということ聞かせて。

○村長（伊集院 幼君）

約束と申しますか、私たちはお願いをしていると。先ほど答弁しましたように、大和村に住んでいただけますかというお願いをしながら、住んでいただいております。我々も全員が名瀬から、ほかの所から通っているわけじゃございません。先ほ

ど私が答弁いたしましたように、その家庭の事情の中でどうしても転居しなければならないという職員が出てきましたので、私たちとしてはやはりこの大和村に帰ってきていただくということもお願いをしながら、こうして今許可をしているところでございます。

我々も、今この人材育成、人材をどう確保していくかということで、我々も苦慮しながら採用試験をしております。御案内のとおり、しっかり試験採用の中で、我々も人を選ばなければならないということで、最終的には面接試験で我々も採用を決定している状況でございます。そういう中では、やはり大和村に住んでもらって、大和村のために頑張ってもらおうというのが一応我々の考えでございますので、これからも粘り強く我々もお願いをしながら、御理解をいただいて、大和村のために頑張ってもらおうということでございます。

○6番（民 文忠君）

ここで村長に相談をして、転出した人からは家庭の事情があったという村長の話聞けば、家庭の事情があったということ、どうにもならない事情なんですか。どうにもならない、大和村におれない事情。

○村長（伊集院 幼君）

そこまではこの場では言えませんが、我々としてはその職員にはやっぱり頑張ってもらいたいために、我々としては納得というか、了解せざるを得ないときもございました。我々も仕方なくの決断でございます。

いろいろ議員のほうからも、先ほど村民の声があるということでございますけれども、やはり私たちも村民の声を無視してやっているわけじゃございません。やはり我々は職員としてどうあるべきか、どういうことをしなくてはならないかという前提のもとで職員に頑張ってもらおうのが我々の努めだというふうに思っておりますので、ただ島に住んでいるからいいとかということじゃなくて、我々もしっかりその人が適した適材適所にあうかどうかということも判断する中で我々も体制づくりをつくっていかなければならないという思いでございますので、その点についてはまた議員の御理解をいただきたいと思っております。

○6番（民 文忠君）

村長、私も以前にもこのような質問をしたと思うんですが、その質問を私がした後には、職員の皆様とそういう転出の問題とか、そういうことを話し合いをしたりしたことがあります。その全体で。やっぱり議員からそういう質問が出たよと、あなた方はこの大和村に居住してくださいよと、そんな段取りというか、そういう話し

合い、全体での話し合いなんかしたことがあります。

○村長（伊集院 幼君）

それは、それぞれのやっぱり限られた人数しか通勤しておりませんので、個別にそういうお願いをしながら、我々としては粘り強く掛け合いながら、大和村にあとはこうして来ていただくということを勧めているところでございます。

○6番（民 文忠君）

村長、出て行ってから、帰って来ないですよ。向こうの生活、子どもなんか町で大きくなる。帰って来ないと思いますよ、私は。村長は、期待して出したかもしれないけど、帰って来ないと思います。

それで、村長、宇検村、1人も宇検村外からの人がいないということを私は聞いたんですが、そして私は宇検村の役場に電話して聞いたんですよ。そうしたら、昔から役場の職員の中で、「名瀬に引っ越しよ」と言ったら、昔からこの職員の中で、「だったら、役場職員を辞めて行けよ」というような、昔からの風習といいますか、そんなのがあったということで、そして今は、特別に1人かな、2人かな、奄美市から通っていると。なぜかという、結婚をしたけれども、奥さんの仕事の都合上、奥さんは名瀬に行って、そして住宅に住んでいるもんだから、村民のために住宅を空けるがため、そしてみんなと話して、だったら、奄美市からの通勤を許そうかというようなことで、そういう状態だという宇検村の話ですよ。

宇検村がそういうことができるのであれば、大和村もできるんじゃないかという思いでみているんですが、そういう無理だと、村長が無理だと言え、仕方がないですよ、それは。役場職員の全体でそんないろんな話をしながら、やっぱり職員は大和村に住むべきというような腹をもたせるようなことをしなければ、どっからでも来て、優秀か知らないよ。それは、どこの大学出て、優秀で連れてきたかもしれない。だけど、それはわからん、俺も。だから、そういうことをすれば、大和村の一生懸命して働いた人なんかが残念な目を見たんじゃないかなということを言いつつ、そして苦言だけを言ったようにしておりますけども、それもですね、村長、やっぱり村を思うからですよ。みんなの意見を村長に言わなければ、誰も村長の耳に伝える人もいない。飲む時であったとしても、そういう話をする人もいないと思うんですよ。私たちは村民の代弁者ということで、今日の質問は村長に苦言だけを言ったようにしているけれども、頂点は同じですよ、村長。大和村を良くしようというためのことですので、心の隅に、どっかの隅に置いて、あの時、民さんがそういう質問をしたが、ああ、それが村民目線になるかとかいう判断をしながら、

今後、やっぱり大和村の運営をですね、村長、していってください。

私も、村長、3代の長と接してきたけれども、今までそういうことがないものですから、不思議でならなかったですよ。今まで誰もそういうあれがなかった。そういうことでもありますので、今後は村長も考えによってやっぱりしてもらえればという、頂点は同じだということは言いつつ、この一般質問を終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで、6番、民文忠君の一般質問を終わります。

次に、3番、藏正君の発言を許可します。

休憩、とったほうがいいですか。

〔「10分ぐらい休憩とってもらえませんか」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

では、10分ほど休憩をいたします。2時45分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時36分

再開 午後2時47分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

それでは、一般質問を再開いたします。

3番、藏正君の発言を許可いたします。

○3番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。

お昼過ぎの貴重な時間、また足下の悪い中に傍聴に駆けつけていただきまして、本当にありがとうございます。

早速、一般質問を申し上げたいと思います。

最初に、高齢者の移動手段の強化について伺います。

高齢者の村内外の移動手段については、障害者や要支援、要介護者または運転免許証の返納等で移動範囲が急激に狭まった人も増えています。社会福祉協議会でも福祉有償運送事業が昨年度から実施されていますが、採算計画は立てられない状況にあり、高齢者に利用しやすい状況になっていません。利用条件を緩和し、スクールバス事業や路線バス事業との連携など、高齢者の元気を長続きさせる手段として有効に利用できる方策は考えられないか、村長の見解を伺います。

次に、保育体制整備の強化について伺います。

0歳児保育や放課後児童クラブの活動拠点や人員体制について総合的に検討されているのか伺います。大金久地区の保育所が危険地帯だということや新生児の誕生が多く、利用者増が見込まれる中で、0歳児から2歳児までの保育の場所と人員の確保は喫緊の課題だと考えますが、場所及び保育士の確保と湯湾釜分校の利用について総合的な検討は進んでいるのか、村長の答弁を求めます。

次に、大和の園における現場の業務マニュアル化について伺います。

事故等に関連する内部統制崩壊の要因にパワーバランスの崩壊が上げられます。職員個々の通常業務について、詳細に洗い出し作業を行い、職員間の不均衡を見直し、業務マニュアルを作成し、マニュアルに沿った業務の徹底を図ることで、パワーバランスが維持され、内部統制が強化されます。専門業務についてのマニュアルはあるが、通常業務ではまだ作成されていないと聞きました。この際、来園者に対する接遇マナー等も含めて、通常業務マニュアルを作成し、職員間で連携のとれた、事故が起きにくいシステムづくりに取り組むべきではないのか、村長の答弁を求めます。

次に、福元地区の農業振興策について伺います。

タンカン生産者が個別で選果機を確保するのが困難で、選別作業に苦慮しています。また、福元地区には研修会を開催できる施設がなく、園地と連動した研修会が企画しづらい状況にあります。奄美1番のタンカンの産地を目指すためにも、研修室を完備した選果場を建設し、福元地区の更なる農業振興拠点とするべきではないか、村長の答弁を求めます。

最後に、合同会社ひらとみの事業計画について伺います。

農協の大和事業所閉鎖に伴い、ひらとみの購買事業がスタートするようですが、どのような事業計画なのか、将来的な構想も含めて、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁ののち、自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の高齢者の移手段の機能強化策についてでございますが、大和村では平成30年度10月より福祉有償運送事業が社会福祉協議会の新事業としてスタートしているところでございます。

福祉有償運送事業は、要介護者や障害者等を対象とする事業になっているため、対象者以外の一般の方については路線バスを利用できる体制としているところでございます。

しかし、福祉有償運送におきましては、事前予約が必要であることや、路線バスについては必要とする場所での降車ができないことなど、現在の体制では利用制限が大きい状況でございます。

今後、移動手段の確保につきましては、利用の安全性を考慮し、なおかつ柔軟な利用ができるための実施体制の検討が必要であるというふうに認識をしているところでもございます。

次に、2点目の0歳児童保育や放課後児童クラブの活動拠点や人員体制について総合的に検討されておられるかという御質問でございますが、現在、0歳児保育につきましては大金久の1カ所で行っておりますが、定員を9名満たしており、それに伴う保育者数についても必要数を確保している状況でございます。

しかし、現在の施設の規模では定員9名が限度でございまして、待機者もいる現状でございますので、まほろば保育園の移転につきましては検討をする必要が生じているところでございます。

また、放課後児童クラブの活動拠点についてでございますが、従来の活動拠点である村体育館が改修工事のため現在使えない状況にあることから、臨時的な実施場所といたしまして、平成30年8月からは産業振興センターを利用している現状でございます。村体育館の工事が完了次第、体育館に戻る予定としておりますが、村体育館内にはクラブ活動等で他の団体が利用する機会も多いことから、今後その実施場所につきましても検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

3点目の大和の園における現場の業務マニュアル化についての御質問にお答えをいたします。

大和の園は、業務が幅広いため、感染症対策マニュアル、事故緊急対応マニュアルなど、現在13種類のマニュアルを作成し、それに沿った形で全職員が業務に当たっているところでもございます。

しかし、それでも十分ではないので、それ以外の運営方法の中の細かな遵守すべきルールや仕組みにつきまして取り決めが必要であると理解をしているところでございます。

そのため、運営方針の中にあります事業の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者等関係機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるということに沿った細かな業務マニュアルの作成に努めてまいりたいと考えております。

また、接遇マナーにつきましては、大変重要なスキルだと認識をしております。これまで外部講師を招いて、園内研修会を開催し、職員朝礼等でも来訪者への対応など周知をしてきたところでもございますが、接遇に関するマニュアルにつきましても、追加をして、全職員が実行できるよう指導していきたいと考えております。

次に、4点目の福元地区の農業振興策についての御質問でございますが、本村にとって福元地区は果樹を中心とした農業振興の核となる地域でございます。研修室、選果機を含む集出荷施設の整備は、同地区から出荷される果実の均一化、研修会や情報交換会の開催による栽培技術の向上と平準化等が図られる効果がございまして、整備の必要性は認識をしているところでございます。

現在、福元地区の集出荷施設の整備につきましては、奄振事業の農業創出緊急支援事業を活用し、令和3年度から実施できるよう事業要望の準備を進めているところでございます。

最後、5点目の農協の大和事業所の閉鎖に伴い、ひらとみの購買事業がスタートするようだが、どのような事業計画なのかとの御質問でございますが、午前中の奥田議員の御質問にもお答えいたしました。今年4月2日に役場のほうへJAあまみさんのほうから来庁され、6月末での大和事業所の廃止によります合同ひらとみへの業務の移管について相談があったところでございます。

以前からそのような話し合いを聞いておりましたが、正式にお願いされましたのはその時が初めてでございます。JAあまみさんでは、事業所廃止に伴い、外部委託先を探している中で合同会社ひらとみにお願いをしたいとのことでありました。廃止の期限が6末日ということでございまして、もっと早い時期に相談に来るべきだと思っておりますが、農家の皆さんのことを考えますと、ひらとみを実施するほか方法がないのかなという思いでございます。

大和事業所廃止後は、ひらとみが引き継いでいこうと考えておりますけれども、村といたしましても、今後JAさんとしっかり取り決めをしながら、我々も事業の引き継ぎをしていかなければならないというふうを考えているところでもございますので、農家の皆さんに不便にならないよう少しでもしっかり農家のことを考えながら協力体制をとっていきたいというふう考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○3番（藏 正君）

村長の答弁の中で非常に全部前向きな答弁があったことに喜びを感じているとこ

ろであります、一つ一つちょっと確認していきたいと思います。

高齢者の移動手段について、先ほど村長の答弁の中で福祉有償のあれが始まったというのがありましたけど、確認の意味で、今現在、大和村内外というか、高齢者の移動手段というのはどのようなものがあるのか、教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

移動手段についてでございますが、高齢者に限定という形のものでは存在しておりませんで、今言われた福祉有償運送につきましては、要介護者であったり、障害者であったりという対象者の限定というのがございます。

○3番（藏 正君）

今、路線バスとその福祉有償事業、ほかにないかなと思って聞いたんですけど、その2つだけしかないんだなということでもいいんですね。

今、社会福祉協議会が前年度から始めている福祉有償のあれが始まってはいるんですけども、実際に件数的に2件ぐらいしか利用の件数はなくて、その要因の一つにまだ社協自体がそれを完全に受け入れができるような体制づくりになっていないというのがあるんですね。その一つには、有償運転ができる資格を取っている人がまだいっぱいそうたくさんいない、限られているというのが一つです。もちろんその人たちもそれ専属じゃなくて、普段の業務を行いながら、そういった予約が入った時にそれに備えるという形でやっていますから、その体制整備がまだできていないということで、去年はその事業の体制づくりと、収支のバランスはまだできていません。ですから、計画は、これから31年度計画というのは上げていくんですけども、それがちゃんときれいに収支が合うような計画が多分立てられないような状況にあると思うんですね。

その件について、またその資格がすぐすぐここでいつでも取れるような状況にないんですよ。どこか熊本かどこかまで行かないと取れないような所がありまして、その辺の環境と、これ質問難しいんですよ、これ。その辺の現状と、その高齢者が、これは福祉有償ですから、介護とか要支援とか何か対象者が決められるんですよ。でも、大和村の中にはそれだけじゃなくて、まだ元気だけでも、路線バスに自分で乗れない人とか、自分一人では乗れない人、だけど動きが不自由な人、例えば免許証を返納されて、今まで動いていた範囲が急激に狭まっちゃった人とかいうのがいて、そういった人たちというのは結構な数がいるんじゃないかなと思うんです。その人たちに対して、今回この質問するのは、何らかの方法、この高齢者が自分が動きたい時に動けるような環境づくりというのをしていかなければいけないん

じゃないかなって思うんですけど、その必要性について、村長、どのように考えますか。

○村長（伊集院 幼君）

やはり私どもの村の中では、やっぱり高齢者が多くなっております。今、スクールバスも自主運行しようということで進めておりますけども、やはり社協のほうで今、有償がせっかくなされておりますので、議員のおっしゃるように、社協がもう少し幅広く村民の支援が必要な人たちの送迎をできるような形でやれば、今、障害者の皆さんの輸送を社協にも委託しておりますので、そこをちょっと広めてもらった形で運送体制がとればいいのかと思っています。そこは保健福祉課と社協との話し合いの場所がありますので、その場所でまたいろんな形で方向性を決めていきたいというふうに思います。

○3番（藏 正君）

そこで、絶対的に今、人材が不足しているわけですね、社協の場合は。そうしたら、そのスクールバスをどのような形で運営していこうかというのは、私はわかりませんが、例えばそのスクールバスに携わる運転手も何か2人だけじゃなくて、3名か何かになっていくんじゃないのかなというふうに思うんですけど、そういう方々にもその福祉有償車両の運行ができるような資格を取っていただいて、そのスクールバスとあわせて、その福祉有償の事業にもかかわっていただけるような、そういう体制づくりというのを考えられないのかなと思うけど、保健福祉課長、どうですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

福祉有償車につきましては、先ほど議員、今、熊本にとおっしゃいましたが、昨年取った方たちは隣の瀬戸内町に行きました。他の市町村と合同で、その場でできるようにということで資格取得をしていただきましたので、多くの人数が取得することができました。という意味で、比較的取りやすいものであるというふうに思っています。

○3番（藏 正君）

その資格的にはその講習を受けたら取れるような資格なんです。でも、これは立ち上げるために、そういった事業を一斉に各市町村でやるために去年はたまたま瀬戸内であったんですけど、それを、じゃあ、今年もそんなのがあるかといったら、今年はなく、今度、大和村だけでそういった資格を取ろうと思ったら、そういった熊本あたりでやるところに派遣して取るしかないということで、ちょっと、課長

にもう1回聞きたいんですけども、そのスクールバス事業と事業の運転手なんかも福祉有償に引き込んで、そういった一緒にやるような方策というのは考えられないのかなというところは、どのようにお考えですか。

○教育委員会事務局長（福山 茂君）

今、藏議員のほうからありましたスクールバスにつきまして、スクールバスは、今、9月1日からの自主運行に向けて準備を進めています。福祉有償のほうは、すみません、私どもが、どういう形で資格が必要であるのか、そしてどういう形で運行するのか、あまり詳しく理解していないので、申し訳ないですが、スクールバスのほうは、現在、自主運行に向けて準備をしております。その中で、研修なども7、8月に組む形で準備をしています。

現在、運行の計画などを作っております、こちらのほうもちょっと気づいた点、バスは午前中、朝行きました。また昼から運行するまで空きますけれども、実際、運転手につきましては、朝6時から勤務に入ります。そして、朝運行しまして、その後、休みます。バスが運行した後に、また夕方、実際戻るのが、最後の点検までいれると9時前になると思います。そうなってきますと、1日の勤務時間が8時間を超したらいけないという考えで組んでおりますが、なかなか厳しい状況にあるのではないかと思います。また、そういうようなものもしっかり実際に運行などをしながらしないと、ちょっと状況がわからないのかなと思っています。

○3番（藏 正君）

なかなかほかの事業と兼ね合わせるというのは、確かに簡単な問題じゃないと思うんですけども、この高齢者の移動手段というのは、介護予防についてもすごい影響があるというふうに考えていただきたいんですよ。

例えば、今まで車の免許があって、今まで車に乗って畑に通えたけども、それを返納せざるを得なくなったとたんに、畑には行けない。ものすごく移動が制限されるわけですね。でも、その人たちというのは、じゃあ、要介護者かって言ったら、そうではなくて。だけど、その人たちの移動手段について、やっぱり村全体で、例えば地域、地域の支え合いの会あたりでもそういったことを取り上げていって、各集落でその移動手段の確保ができていよとかいうような形にでもなってくれたらいいんですけど、これはこれから先も、平成29年度で3名が自主返納、30年度も3名の方が大和村の中で返納されています。ちょっとかわいそうなのは、この返納はしたくないんだけど、適正検査に通らない人たちというのもいらっしゃるんですよ。そういう方が一番、畑に行きたいけど、行けなくなったとかいうのがあ

りますので、ここは大和村全体の高齢者の元気を長持ちさせるためにも、その移動手段については将来的にもみんなで知恵を出し合って考えていくべきだと思うんですけど。

今度、将来、路線バスあたりも、例えば路線バスについても、今先ほど村長が言ったように、この頃、タイヨー前で停まるような手続きをしていただいで、8月からそういうふうになるというのを聞いたら、利用価値がすごく高まったなどと喜んでいますが、でも、じゃあ、今言ったその移動手段の人たちが、じゃあ、バスを待って、移動するかって言ったら、なかなかそうじゃない。でも、そこも何か大和村が今後もしも自主運営を計画していくのであれば、その路線バスの使い方もそういった高齢者が逆に使いやすいような、もっと利用率が上がるようなことって考えられないのかなと思うんですよ。例えば、バス定期の時間で走るバスという考えじゃなくて、タクシー的な、大和村タクシーみたいな形で、申し込みがあった時に即対応できるような、そういったものって考えられないのかなと思うんですけど、いかがですかね。

○企画観光課長（森永 学君）

デマンド交通的なものではないかと思うんですが、そういうのも今の段階ではちょっと考えてはいない状況であります。そして、市町村で独自で自主運行ということも今現在は考えていなくて、そういう一般委託運送の資格を取った業者さんをお願いをしていこうと今考えております。

ただ、あとは実際いつまで受けてくれるかもまだ未定でありますので、これは追い追いまた考えていかなければいけないと問題だと思っています。

○3番（藏 正君）

例えば、そういった大和村のバスを持っていたりしますよね。だから、そういったバスを利用した路線バスの的なものを利用した形でそういった介護用に使われている、何かうまい使い方をしているような事例を聞いたことがあるんですけど、課長は、何かそういった事例を聞かれたことはありませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

移動手段の確保ということにつきましては、非常に重要な課題だというふうに考えています。その中で、昨年度、福祉有償運送を先駆けて行った理由としましては、どうしても本当に受診が必要だけれども、連れていく方がいなくて行けないという方が年間10人ほどやっぱりおられるということで、まずその対策として、優先順位として先駆けて新規で実施をしたという経緯がございます。

しかし、困っている方たちはその方だけではなくて、ほかにもいらっしゃるということも承知しておりますので、その次の段階としまして、福祉有償運送の同じようなレベルにある登録制という形の自家用有償運送という形などもありますので、そういった形も含めて、実施方法がないのかというのを検討していきたいというふうに考えております。

○3番（藏 正君）

村長にお願いしたいんですけども、そういった状況というのが大和村でこれから増えていく。その移動手段を確保することで高齢者の元気も長持ちさせることができるということを、ちょっとすぐすぐにその手段というのはできないと思うんですけど、社協の福祉有償運送事業を支えながら、その条件をもうちょっと緩和した形で利用できますよというような、それぐらいのものは何とか整備していってもらえないかなと思うんですけど、村長、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

さっきから議員の質問にありますように、我々もスクールバスの自主運行が始まります。その間で村民にサービスができないかということで、どういう時間帯の使い方ができるかということも調べましたけども、やっぱりバスの運転手になりますと拘束時間というのがありまして、なかなかそこに時間がとれないと。議員がおっしゃるように、社協が有償しているからこれでいいのかということじゃなくて、やっぱりおっしゃったように、免許を今度返納する人たち、今全国的に事故が起きていますので、返納された方たちの輸送をどうしていくかというのは、まさに我々が今後考えていかなければならない問題であると思っています。

実は、先日、大和市に行きましたら、大和市の市長が4期目就任をしまして、今、大和市が二次交通、三次交通を独自でコミュニティバスを運行しているということがございました。そういうことは、我々としては、やっぱり今の福祉有償の幅を広げた形ですね、限定をせずに、誰でも利用しやすいバスの運行というのも考えられるのかと思っていまして、大和市から資料も取り寄せるようにしまして、どういう運行ができるのか、我々もそこら辺は取り組みを考えていきたいというふうに思います。そのためにも、やはり運転手の確保とか、そういう問題がございまして、社協さんともしっかり連携を図りながら、大和村の取り組みとしての新たな取り組みができればというふうに考えております。

○3番（藏 正君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、保育体制の強化について確認したいと思います。

村長の答弁の中に0歳教育のあれについて施設的に限界にきているという答弁がありましたけども、そのあと、じゃあ、例えば分校についての検討とかいうのが答弁に聞こえてこなかったわけですけども、この0歳児保育体制について、場所とその人員確保については全然進んでいないというふうなことなんでしょうか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

移転の場所の必要性ということがちょっと急がれるという状況があります。その中で、湯灣釜分校も移転先の一つとして、検討内容としては上がっているというところですよ。

○3番（藏 正君）

検討内容には上がっているけども、まだどうしていこうというのはできていない。今、自分、さっきも喫緊の課題じゃないかなと思って申し上げているんですけども、去年の段階で0歳児の預かり体制が満員になって、待機者も出てきているという話を聞きました。今年度も結構十三人か四人ぐらい生まれているわけですよ。そうしたら、その方々も利用したい方がもちろんいらっしゃると思うんですよ。そうすると、ほぼ埋まっている状態の中に待機者がそのまま増えてしまうようなことがあるから、これちょっと急ぎで考えていかないといけないんじゃないかなと思うんですけど、難しいのは保育士の確保が難しいというふうに聞いているんですけど、その辺はどんな感じなんでしょうか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

幸いなことに、保育士の確保については満たしている状態で、もし定員を増やしたとしても、現在のところ基準を満たすのではないかなという見込みがございます。

検討が少し遅れていると申しますか、なかなか進まない理由としまして、やはり安全性ということを考えたときに、しっかりした施設をということではいろいろ調べているような状況でございます。

○3番（藏 正君）

安全性と言われると、ちょっとさらに不安になってくるんですけども、今9名抱えている大金久の場所が、例えば危険だということで、そこを利用できなくなるとかになると完全にゼロになっちゃうわけですよ。その辺の大金久の利用については、どのような感じなんでしょうか。

○村長（伊集院 幼君）

これは、今はっきり申し上げられないところが、ちょっと答弁が足らなかったん

ですけど、湯湾釜集落にまず説明をしてから、分校をお願いしよう。それで、分校の施設に幾らか対策を講じればできるんじゃないかという、担当課も今、さっきの資格者の問題と、あと受け入れの問題ということで、場所が確保できそうな感じでありますので、今回の議会が終わりましたら、地元の説明を行いながら、一応我々としては、今の場所は湯湾釜分校しかないのかなと思っていますので、浄化槽の補修もしながら、とりあえず湯湾釜分校のほうで受け入れを進めていこうというふうには考えているところでございます。

○3番（藏 正君）

多分の話をしてもしようがないんですけど、集落的には受け入れは全然問題ないというふうに思っておりますので、できるだけそういった問題は早期に解決できるような手段をとっていただきたいと思います。

ちょっと今回の質問とは違うのかもしれませんが、この保育体制の中で、ここでちゃんと謳っていないんですけども、全国的に保育の無料化が進んでいきますよ。無料化が進んでいく中で、大和村にはへき地保育所しかないわけですよ。でも、認定こども園、認定幼稚園とかを持っているところも無料になっていくということは、どこにいても子どもを育てる方から言わせたら、そういったところがあるほうが、幼児教育が充実しているところで子どもを育てたいと思うのが当たり前の保護者の感覚だと思うんですよ。それと、根瀬部から国直にトンネルが開通していくのとあわせて考えていくと、この奄美市、大和村あたりのこれからのそういった保育世帯というんですかね、その保育をこれから保育に携わる世帯というのは、そういった意味で充実した地域を選んでいくんじゃないかというのは考えられるんじゃないかと思うんですよ。そうすると、やっぱり大和村はこのへき地保育所だけじゃなくて、こども園的なそういった幼児教育も大和村は充実していきますよという計画をこれから作っていくべきじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに、我々も、今年、子ども・子育て計画ですかね、一応立てるようにしていますけれども、やはり将来の基準として、今現状で一応我々も0歳保育を始めて取り組みました。2年前からですね。好評で、満杯になりました。まだ待機者がいる。そういう中では、やっぱり受け入れの体制も整っていないというのが我々も課題を一応解決せんばいかんということで壁にぶち当たっていますけども、将来的にやはり総合的な保育のあり方というのを我々も考えていかなければならないと思っ

ていますので、議員がおっしゃるように、我々もせっかくここまでいろんな施策を打ち出しながら支援策をやっております。

本当にここで大和村で子育てできる環境というのは、やっぱりある程度高度なものも必要になってくるのかなと考えておりますので、その点については、この子育て支援計画を立てる中で、我々もどこまで取り入れるかわかりませんが、やっぱり将来のビジョンを立てながら受け入れ体制づくりに努めていきたいというふうに思います。

○3番（藏 正君）

すぐすぐできることじゃないんですよ、こういったことというのは。準備がすごくかかっていて、もちろん財政的な資金もかかるような話だと思うんですよ。ですけども、それについて、やっぱり協議を始めていかないと、トンネルが開通する、無料化が当たり前になっていく、奄美市あたりがそういったものが充実していくとかになっていった後だと、すごく逆にそれを挽回していくというのはすごく難しいことになっていくと思いますので、今の現時点で大和村はへき地保育所しかないという、今の時点で遅れているんだという意識を持って、これからそういった勉強会とかかなりにどうやったらつくっていけるんだろうというものについては、もう取り組んでいくという形で姿勢でないといけないと思うんですけども、村長、もう1回、お願いします。

○村長（伊集院 幼君）

確かに、我々も、先ほど申し上げました計画に載せて、やっぱり目標を持たないと先に進みませんので、次の目標はやはり総合的な保育、こども園ですかね、になるような形で進めさせていただきたいと思います。

○3番（藏 正君）

よろしくお願いします。

次に、大和の園の業務のマニュアル化について伺います。

これは、前回の一般質問でも園長不在の時期と、その前からちょっと夜間の転倒事故というのが連続して発生していったことで、すごく風評的な被害も受けただろうし、その家族の方にもすごく迷惑をかけた事例があったわけですが、その後、勝園長が就任しました。その当時のことを踏まえて、何か全体でそういった事故防止に対して何か変わったことがある、何かを検討会をしたとか、何かありますか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

ただいまの藏議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、事故対策としまして、平成30年度に提出されたヒアリハットの集計を行いました。ヒアリハットとは、大きな重大な事故等にはつながらないが、やはりスタッフがちょっとヒヤッとしたという、そういった事例の報告が平成30年度で300件ありました。そのうちの133件が転倒や転落の恐れがあるというヒアリハットの報告でありました。一応それを集計しまして、一番多い時間帯、また場所等を検証しまして、事故防止に努めているところであります。

また、どうしても認知症の方というのは、危険の察知ができないため、自分で歩けないんだけど、歩こうとされる、そういった方々もいらっしゃいますので、一応センサーマットも購入して、この効果がどれぐらいあるのかというところの検証をしているところでございます。

○3番（藏 正君）

今、ミーティング等でそういったヒアリハットの検証とかをされているということで、少しほっとはしているところなんですけども、あの当時の事故が発生した要因の背景というか、そこには、パワーバランスの崩壊ってよく言うんですけど、園長が指示をしても言うことを聞かない職員がいる。また、言うことを聞かない職員が増えていくという、そういったふうになっていくと、それぞれの職員が、言わば自分が思っていない勝手な業務についてしまった場合、監督ができないとか、そういった絶対やらなければいけないことが漏れてしまうとか、そういったことで事故につながっている事例というのは、大和の園だけじゃなくて、ほかでも必ず内部統制が効かなくなっているところでは多いんですよ。

そういったことを考えたときに、やっぱり今回、勝園長が入って、今言ったような何かしっかりした体制がとれているような感じなので、いいなとは思いますが、これがいつこの園長が代わった場合とか、いつその辺のあれが崩れるかわからないんです。でも、そのパワーバランスの崩壊を防止するためには、業務のマニュアル化というのがどこの団体でも徹底されているんですよ。この業務をあなたやっていないじゃないって、その確認が取れていないじゃないということなんです。当たりの業務を当たりにみんながこなしていけば、誰が、リーダーが不在でも大丈夫なんですよという、そういったつくるための業務のマニュアルというのがあるんですけども、1回ですね、園長は各職員が不平等感覚を持っていないか、臨時の方とか、正職員の方とか、いろんな方がいらっしゃる場所ですから、そこでできたら各職員が自分のもっている仕事、自分がこなしている業務、全部書き出してもらって、その業務を全部、園長が目通しして、あれ、この子はいっぱいやっちゃ、

このバランスがとれているか、とれていないかの確認はするべきじゃないかなと思うんですよ。1回、皆さんから全部の仕事を洗い出してもらって、確認をして、ああ、別に均衡性があるなというのがとれているんだっつらとれていて、それをみんなの職員の中でそのマニュアルづくりをみんなでやっていく。みんなが不平等感覚が、ああ、自分だけじゃないんだというのがわかったら、それでもあるし、その不平等というものがそのパワーバランスの崩壊につながっていくんですね。だから、そこを洗い出しをして、そういった形で業務のマニュアルを作成していく。作成されたマニュアルに沿って業務が遂行されていくというような形をとるべきじゃないかなと思うんですけど、どうですか、園長。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

蔵議員がおっしゃるとおり、確かに私どもの業務も細かな洗い出しというのは必要かと感じております。それに伴い、また詳細な業務マニュアルを作成し、人が代わっても業務は変わらないと、そういった体制づくりは、今年度、進めていきたいと考えています。

○3番（藏 正君）

それと、先ほど村長の答弁でもあったように、接遇マナーですね、やっぱり大和の園を対外に対して評価する方というのは、大和の園の園に入所されている方よりも来園者ですよ、その家族の方とか、園を訪ねて来た人たちのほうが、「ここの職員、すごく一生懸命やってくれているよ」とか、そういったことを人に紹介してくれる。逆に言うと、「大変よ、あっちは」とかいうのも、悪評も宣伝してしまうというものがありますので、ですから、接遇マナーというのは、案外関係ないものじゃないなというふうに感じるんですよ。ですから、そこら辺もこのマニュアル化の中に入れて、職員全員が同じ気持ちで来園者に接せられるような、そういった体制づくりもしていただきたいと思います。ここはお願いということでよろしくお願ひします。

次に、福元農業の福元地区の農業振興について伺います。

先ほど村長の答弁の中で、令和3年実施に向けて事業を要望していくという答弁をいただいて、すごくうれしく思います。早速、福元地区のまずタンカン果樹、福元柑橘クラブのメンバーにはそのことを伝えていって、喜んでもらいたいと思うんですけども、多分場所的なものはどのようになるのか、今の時点で検討があるのかどうか、教えていただけますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

まだ要望書を作っている段階であり、具体的な場所というのはまだ検討の段階ですが、用地については事業対象外となるため、できれば適当な場所があれば、村有地を利用した形で行いたいわけですが、一番いいのは、場所的に私有地・村有地関係なしに、一番その施設にふさわしい場所は、フォレストポリスの遊具広場の向いあたりが一番こちらの福元地区の農家さんにも利便性はいいのかなという思いはありますけども、まだ場所的には決定はいたしておりません。

○3番（藏 正君）

実は、今おっしゃった福元地区のアスレチック広場というんですか、広い所、あそこの利用が増えていまして、観光客の方の子連れの方が利用が増えていまして、あそこの直線道路に結構車が縦列駐車されるんですね。考えてみたら、ここは駐車場がないんですよ。ですから、あそこら辺の向いあたりの端っこあたりとかいう所に駐車場を備えた選果場ができれば、観光客の方もそこに駐車するし、福元の農家さんもその施設を利用しやすくなるということで、非常にいい場所になるんじゃないかなというふうに思っていますが、これは希望的なあれで済ませておきたいと思います。できれば早めの実現できるようにお願いしたいと思います。

最後に、ひらとみの事業計画について伺いたいと思います。

午前中、奥田議員から農協の撤退について、すごい違和感を感じるということがありました。確かに、私は農協の幹事をやっていたりして、自分の村から農協がなくなっていくというのを役員の一員として阻止できなかったのはすごく申し訳なく思うところなんですけども、組合員の皆さんが腹立たしく思うのはわかるんです。

でも、私は農協側の立場からというわけじゃなくて、一つだけわかってほしいのは、農協も一人体制で、言わばあれなんですけど、厳しい経営状態なんです。大和事業所をやめるつもりはなかったんです。閉めるつもりもありませんでした。赤字になっても、大和は一人体制で、確かに使い方は不便な使い方になっていましたけど、それでも大和事業所を閉めるというつもりはなかったんですけど、この国が農協改革を進める中で、何か地方の規制改革推進会議とかいうところが、「強い農業をさせなさいよ」と言いながら、農協を解体するような方向で動いている。その一番の問題なのが、その監査体制を、企業が受けているような、公認会計士監査というのに切り替えなさいと言われて、この公認会計士監査はその責任を持たなければいけない。自分が大丈夫ですよ、奄美大島事業本部、あまみ農協大丈夫ですよって言った後に、不正が発覚したりとか、そんなものが出てくると、その公認会計士自体が責任を取らなければいけない。その公認会計士が所属している法人自体も責

任を取らなければいけないということになるものですから、中央会監査の場合は、大和の農協、一人体制だから危ないから、ちゃんとしっかり監視しなさいよで済んでいたところが、公認会計士制度になったら、一人はアウトですよ、印鑑押せませんよということになるもので、ある意味、その農協改革に押しつぶされて、農家が利用しやすい農協をつくりなさいよと言っている反面、農協を解体しようとしているような動きがあって、これが農協が大和を撤退していく中の一つの言い訳じゃなくて、現状がそうだったということだけは理解していただきたいと思います。

あとは、このひらとみに期待するわけですけども、今度は農家の代表として言わせてもらったら、農協がなくなっても、ひらとみがやってくれているから使い勝手が良くなったねって言われるようになってほしくて申し上げるんですけども、先ほど村長の答弁からは具体的な計画についての答弁があまり入っていなかったように思うんですけど、今まで農協ができなくて、ひらとみにお願いしたいもの、ずうずうしい意見なんですけど、我々も地域支え合いで年寄りの畑を耕してあげたり、畝上げをしてあげたりする場合があります。そうしたら、それって、その農家さんからしてみたら、もうお米もやっと3年ごしにできたとか、なかなかやろうと思ってもできない、結構大変な作業だったりするんですよ。そうしたら、一時前まで地域おこし協力隊の藤井君なんか結構あっちこっちの農家さんのそういった手伝いをしていたんですよ。今現状でどうなっているかわからないんですけど、農協でできない、ひらとみだったらできる、できるかどうかはこれからなんだろうけど、何かのバックアップ体制があって、農家さんのそういったところまで踏み込めたら、さっきの移動のお話と同じように、今度は畑の中に行ったときに、自分たちが諦めていた野菜づくりができるようになるとかいうことも考えられるんですけど、そういったことをその地域おこし協力隊を引っ張ってくるとか、シルバー人材でそういった組織をつくっていくとか、そういった形でのひらとみのサブチームとか、そんな組織というのはつくっていけないものかなと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

午前中からいろいろ農協関係については申し上げましたが、ひらとみでやるというふうに言いましたが、ひらとみは、今、人がおりません。2人しかおりません。それはわかっていらっしゃると思いますが、それで、今、人員の確保を急いでいるところで、協力隊は今募集している最中でございますが、もう1人、窓口に立てるような方、配達ができるような方を確保して、JAからお願いされた購買業務をしていきたいと。

藏議員がおっしゃったように、「ひらとみになって便利になったね」と言われるような形、村民の方が、「ひらとみになって良かったね」と、預金関係は別にしまして、その他のものに関しては顔と顔がわかる職員がしますので、農家の方にもきめ細かな対応ができるのではないかと考えておりますし、そのようにしたいと考えております。

○3番（藏 正君）

またこれもすぐすぐに組織できるものではなくて、皆さんから、いろんな方から知恵をいただいて、時間をかけて次々いい形になっていくのかなというふうに思っていますので、どうか産業振興課を中心とした皆さんの健闘を御祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで、3番、藏正君の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 請願第1号について（総務建設委員長報告及び採決）

○議長（勝山浩平君）

日程第2、去る6月18日の定例会本会議において、総務建設委員会に付託をいたしました、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、総務建設副委員長に委員会の報告を求めます。

○総務建設副委員長（前田清和君）

それでは、請願第1号に対する委員長報告を行います。

6月18日の定例会本会議において本委員会に付託を受けました、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択要請について、その経過と結果を報告いたします。

本委員会は、全委員出席のもと、6月18日に委員会を開き、審査を行いました。請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択要請については、1、子どもたちの教育環境改善や教職員の長時間労働是正のために計画的な教職員定数改善を推進すること、2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること、3、離島、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保証するため、学校統廃合にならない複式学級の解消

に向けて適切な措置を講ずること、さらには三位一体改革により義務教育費国庫負担制度における国庫負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、地方自治体の財政を圧迫しているとともに、非正規教職員の増加などに見られるように、教育条件格差も生じています。子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であることから、本委員会はこの請願に賛同し、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

また、この請願第1号につきましては、請願者から意見書の提出が求められており、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書として発議することを全会一致で決定し、議長に提出いたしております。

以上で、総務建設委員会に付託を受けました請願第1号の委員長報告を終わります。

○議長（勝山浩平君）

これから、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の請願についてを採択いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りいたします。

この請願は、先ほどの報告のとおり採択することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 発議第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（勝山浩平君）

日程第3、発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択についてを

議題といたします。

なお、本件に対する趣旨説明については、先ほど総務建設委員長が請願陳情審査報告の中で述べておりますので、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、発議第1号は、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件について

○議長（勝山浩平君）

日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りをしましたとおり派遣することにしたと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（勝山浩平君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程など議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしとします。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和元年第2回大和村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 3 時 4 3 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 勝 山 浩 平

大和村議会議員 前 田 清 和

大和村議会議員 重 信 安 男

大和村議会議員 藏 正